

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第13回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年10月27日（水） 午後 1 時30分

場 所 神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	足立 理秋	町長	出
2号委員 3名	多田 昌	議員	出
	中塚 義之	〃	出
	奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名	高橋 勝洋	学識経験者	出
	竹國 洋子	〃	出
	中山祐美子	〃	出
	井上 秀男	〃	出
	廣納 正	〃	出
	足立 高正	〃	出
	堀口 勝久	〃	出
	尾上 徳美	〃	出
	藤原 鉄也	〃	出
	松原 博興	〃	出
8条委員	前川 清寿	県会議員	欠
	岡本 坦	中播磨県民局長	欠

大河内町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	上野 英一	町長	出
2号委員 3名	小寺 義裕	議員	出
	立石 富章	〃	出
	高内 直喜	〃	出
3号委員 10名	岩本 精介	学識経験者	出
	正城眞佐子	〃	出
	上垣 博	〃	出
	藤原 昇	〃	欠
	松山 陽子	〃	出
	藤原 安晴	〃	欠
	日和 貞憲	〃	出
	生田 良昭	〃	出
	藤原 博一	〃	出
	立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会		
開催日時	平成16年10月27日(水) 開会 13時30分 閉会 17時26分		
開催場所	神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎		
議長氏名	小寺義裕		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり		
会議事項	1 報告	神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について	2 会議結果
	報告第30号		承認
	2 協議		原案可決
	協議第48号		原案可決
協議第49号	農林水産関係事業(その3)の取扱いについて	原案可決	
協議第50号	消防団の取扱いについて	原案可決	
会議の経過	別添のとおり		
会議資料	別添資料あり		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成16年10月27日		署名委員 立 石 富 章 印 奥 野 恒 夫 印	

会 議 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内藤（事務局長）	<p>皆様方ご苦労さまでございます。本日第13回の合併協議会をご案内いたしましたところ、ご多用にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>早速でございますが、初めに当たりまして、議長からごあいさつをいただきます。</p>
小寺（議長）	<p>どうも皆さんこんにちは。皆さんご苦労さんでございます。このごろ何か急に寒くなりまして、私も急に今日服装を取りかえてまいりました。最近、特に自然現象というんですか、特に農民にとりましては台風23号によりまして、特に東部の但馬地方に非常に大きな災害が、被害がまた起こっております。また片や新潟方面では新潟中越地震ということで、いまだに余震が続いておるということで、非常に多くの方々がお亡くなりになり、またいろいろと被害に遭われております。特に、委員さんの方々の中でお知り合い等がもしあるかもわかりませんが、ひとつ。私にもちょっと新潟に親戚がありまして、急遽電話したんですけども、幸いにも大した被害はなかったということでございましたけれども、非常に心配でございます。そういうことで、皆さんにとりましてもいろいろと心痛されておるものと思っております。</p> <p>今日は第13回の神崎町・大河内町合併協議会におきましては、ちょっと副会長であります上野副会長が、町内の葬式がちょっと1時からで、出席が遅れておりますが、終わりましたら出席をいただくようになっておりますし、県民局からは砂川県民副局長さんが本日ご出席をいただいておりますので、ありがとうございます。</p> <p>それでは、恒例に従いまして会議を進めてまいりたいと思います。</p>
内藤（事務局長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、足立会長の方からごあいさつをいただきますが、過日市川町から正式に合併協議会への参加の申し込みがございまして、この件につきましては前回若干説明がございましたんですが、今回改めまして後刻説明がございましたので、よろしく願い申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、会長の方からお願いします。</p>
足立（会長）	<p>皆さんこんにちは。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。</p> <p>今議長さんお話のありましたように、急に今日から寒さが厳しくなっております。どうぞこれからは健康、ご健勝のもとにご自愛を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>それで、台風16号、また18号、21号、そして23号が相次いで上陸し、また近畿にも上陸をいたしました。そのたびに各地で大きな被害が発生をいたしております。また、新潟県で発生をいたしました中越地震では、阪神・淡路を上回る規模と言われておりまして、被災された皆さん方に心からお見舞いを申し上げる次第であります。</p> <p>神崎町、大河内町におきましても、雨、風による被害が発生をいたしております。特に台風23号では風倒木が至るところで発生をいたしております。その損害額はかなりの額に上るとおられます。神崎町では激甚被害とか言っておりますけれども、その額につきましてはまだ定かではないわけでありまして。町といたしましても、これらに対して何らかの救済措置を考えなければならないという思いがあるわけでありまして、対応ができる制度も山所有者の負担を伴うものばかりでございます。現在の被害額の状況から、大変難しい状況にあるのではないかなと、このように思っております。国におきましても、災害復旧にかかわる補正予算が措置されるというように聞いております。したがって、こういった実態を報告をいたしまして、県、国に報告をいたしまして、救済措置がなされるように強く要望してまいりたいと、このように考えております。</p> <p>29日には知事さんとの懇談会もございまして、早速この林業の実情を訴えてまいりたいと、このように思っております。</p> <p>さて、本日は第13回神崎町・大河内町合併協議会を開催いたしましたところ、委員の皆さん方にはそれぞれお繰り合わせご出席をいただきまして、会議ができますことに厚く感謝とお礼を申し上げます。本日は、議会議員の定数、任期について、農林水産関係議案の取り扱い、そして災害防除等に大きな役割を果たしてくれております消防団の取り扱いについて等ご審議をいただくことになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>ところで、前回の協議会でお話のございました市川町を含む3町合併について、去る18日に市川町から正式に申し入れがございました。今後両町で検討することになりますが、合併の枠組みを変える重要な事項でありますので、委員の皆様の意見を十分お聞きする中で決定すべきであろうと考えております。したがって、本協議会はあくまでも2町合併について議論し、審議していただくわけでございますので、よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。</p> <p>なお、私は2町合併より3町合併がよいという判断じゃなく、理想は神崎郡一体の合併であるとの考え方は変わっておりませんし、しか</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	<p>し合併のメリットを最大限生かすために、法定合併期限内による合併をすることですので、最も可能性の大きい2町の合併を進めているところでございます。今回、市川町からの申し出につきましては、そのことも十分理解ができますので、申し出の趣旨を理解をいたしまして、前向きに検討したいと考えているところでございます。そしてなお、市川町において全町的合意がなされることが重要であるとの認識をいたしております。</p> <p>以上、申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、上野副会長さんにつきましては、冒頭の議長さんのあいさつにございましたように1時間程度遅れられます。また、本日の協議会の顧問の前川県議員さんにつきましては、公務のため欠席をされております。また、藤原安晴委員さん、藤原昇委員さん、この方々につきましては欠席の旨の連絡がございましたので、ここにご報告を申し上げます。</p>
小寺（議長）	<p>それでは、議長、議事進行をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第によりまして進めてまいります、初めをお願いをしておきます。</p> <p>足立会長より市川町の正式申し出につきましてお話がございましたが、この問題につきましては、協議が終わった後の段階でもう一度委員さんのご意見等を伺うつもりにいたしておりますので、報告、協議等につきましては、大河内、神崎の2町の合併を進めていくということの中でひとつ協議をお願いをいたしたいと存じます。</p> <p>それでは、本日の出席委員は28名中25名の出席をいただいておりますので、会議規則の定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>ただいまから第13回神崎町・大河内町合併協議会を開催します。</p> <p>本日の会議録署名委員に立石富章委員、奥野恒夫委員をそれぞれご指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に従いまして進めてまいります。</p> <p>まず、報告事項についてお願いします。</p> <p>報告第30号神崎町・大河内町合併協議会の規約に関する協議書の一部を変更する協議書について事務局の説明をお願いします。</p>
浅田（事務局）	<p>浅田次長。</p> <p>報告第30号につきましてご説明を申し上げます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>報告第30号につきましては、神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書についてでございます。</p> <p>お手元の資料1ページの方に書いてございますように、今回人事の異動等が一部ございまして、その関係で両町の町長に協議をいただき、これらをご報告するといったところでございます。</p> <p>なお、1ページの方で、2)の事務局職員の変更というところで、電算システム統合に係る専任職員の専という字を、選ぶという字に書いております。大変申しわけございません。専門の専にご訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、ご報告申し上げます。</p> <p>資料の次のページ、2ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず、協議書の一部変更の冒頭の方ですけれども、神崎町の監査委員でございました太田昭男監査委員に合併協議会の監査委員をしていただいていたわけですけれども、健康上の都合等により、神崎町の監査委員を辞するといったことで申し出がございまして、退職されまして、10月18日付で同じく神崎町の井上秀樹様、現神崎町柏尾の区長さんをされております。この方に神崎町が18日、臨時議会で同意をされまして、私ども合併協議会の方もあわせてお願いをしたいということで、ご承諾をいただき、辞令交付をさせていただきました。この件がまず1点でございます。</p> <p>続きまして、3ページの方へ、これにつきましても協議書の一部の変更ということでございます。これまでの合併協議会の中でご報告なりご協議いただきました電算に係ります諸準備が整いまして、いよいよこれから業務に入っていくわけなんですけれども、この電算関係につきましては、本当にたくさんの業務をこなすというところから、専任的な職員が必要であるといったところから、10月25日付で下の方にございます電算情報係長の藤原秀洋、神崎町の中央公民館の方に勤務をされておりました藤原秀洋係長、それから大河内の方は、まちづくり課の方で商工関係を担当いたしておりました高内教男係長が、それぞれ10月25日付で合併協議会の方に電算の専門職員という形で配置をなされましたので、これらにつきましては両町の町長の協議のもとに合意をいたしましたので、合併協議会の方でご報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>お手元資料の次の4ページ、5ページには、これらの体系図をつけさせていただいております。4ページの方は2月4日に設置をいたしました協議会の組織図で、右側の方が10月25日現在の組織図で</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ございます。</p> <p>別表6の方は特に変更はございません。別表7の方で2名の職員の氏名等の追加をさせていただいております。そして、別表8の方では、監査委員さんの太田さんから井上さんへの変更という形で記載をさせていただいております。</p> <p>以上、この間に動きました人事等につきまして、両町長で協議をなされたものについてご報告をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がございました協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書につきましては、神崎町では代表監査委員さんが変わられましたことによる変更と、電算等業務等に伴う増員の報告でございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。</p> <p>ここでただいま報告のございました2名の職員の方、恐れ入りますが、自己紹介をお願いいたします。</p>
藤原（秀） （事務局）	<p>では、失礼いたします。このたび合併協の方に電算の専任職員として配置されました神崎町の藤原と申します。よろしくお願いいたします。</p>
高内（事務局）	<p>同じく大河内町の高内です。よろしくお願いいたします。</p>
小寺（議長）	<p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議事項に入りたいと思います。</p> <p>協議第48号議会議員の定数及び任期の取扱いについて、分科会会長の説明をお願いいたします。</p> <p>宮浦分科会会長、よろしい。</p>
宮浦（分科会長）	<p>議会部会の神崎町議会事務局の宮浦でございます。</p> <p>それでは、協議第48号、協定項目7番の議会議員の定数及び任期の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>まず、2ページをお開きください。</p> <p>中ほどから下に神崎町、大河内町の現況が比較表として書いてあります。議員定数につきましては、地方自治法で上限数が決められておりまして、議員定数、法による上限数、これは人口5,000人以上1万人未満、両町ともその同じランクに位置づけられておりまして、上限が18名でございます。その上限のうちで下回る数字で各町条例でそれぞれの定数を定めることとなっております。神崎町につきましては14人、大河内町につきましては12人が条例定数で、現在欠員なしでそれぞれ条例定数どおりの議員さんが在任されております。</p> <p>それでは、課題、問題点でございます。議会議員の定数及び任期の</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>取り扱いについての課題としましては、新設合併の場合、議会議員はすべて失職となりまして、首長と同様、町長が失職すると同様に、合併の日から50日以内に選挙を行うこととなります。しかしながら、合併という特殊な事情を勘案し、合併特例法で特例が定められています。1つは定数特例、これは合併後50日以内に行われる設置選挙におきまして、法定定数の2割を超えない範囲で定数を定めることができます。もう一つは、在任特例でございまして、合併後2年を超えない範囲で引き続き議員として在任することができます。また、選挙区についても変更となるため、協議をしておく必要がございます。ここまでのところは、神崎、大河内2町の合併についての課題ではございません。すべての合併のときに共通の課題でございます。</p> <p>これまでのところは、次の3ページに一覧表にしております。議会議員の定数及び任期の取り扱い方法については、区分、 、 、一番上の欄でございますが、3つの方法がございます。</p> <p>まず、 でございますが、合併特例法を適用しない場合、これは区分1の議会の議員の身分につきましては、合併関係市町村の廃止と同時に失職をいたします。選挙につきましては、その下の4、選挙期日でございますが、設置の日から50日以内に設置選挙が行われます。その上の定数でございますが、定数につきましては、新しい町の人口区分によりまして、先ほど申し上げました地方自治法で上限数が定められておりますので、それ以内で新しく条例で定めることとなっております。両町が合併した場合、1万3,500人ということでございますので、人口1万以上2万未満の町は22人ということで、それ以内で新たに条例で定めることになっております。</p> <p>それから、2番目のパターンとしまして、定数特例がございます。これは同じように、廃止と同時に議員さんは失職をされます。同じように50日以内に設置選挙をするわけでございますが、初めての選挙に限りまして、合併後の定員の2倍を超えない範囲で議員数を定めることができます。神崎・大河内の場合、先ほど申しました上限数は22人でございますから、合併後初めての選挙に限り44人以内で議員の定数を定めることができます。</p> <p>それから、この2つの場合、選挙をするわけでございますが、条例で選挙区を設けることができます。例えば旧神崎町で定数幾ら、旧大河内町で定数幾ら、そういう新しい、新町一本ではなしに、そういう分け方を、定数を設けることができます。また、合併後最初に行われる設置選挙に限りまして、これは人口に比例しない、2町が対等合併</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
小寺（議長）	<p>でございますから、例えば条例数、上限の22人を定員とした場合、旧神崎町で11人、旧大河内町で11名と、こういった人口比例に基づかない方法があります。</p> <p>それから、一番右の でございますが、これは在任特例でございます、合併後2年を超えない範囲でそのまま議会議員として在任することができます。もちろん設置選挙は行いません。こういった3つのパターンが考えられます。</p> <p>2ページに戻っていただきまして、先ほどの続きでございますが、いずれの制度を適用するにしても、合併の理念を念頭に置く必要がありますが、合併直後の重要な時期に議会が存在しないことは望ましくありません。町長も失職ではありませんが、町長の職務は町長職務執行者という役職がございます。議会の場合は議員さんがゼロとなります。また、合併後調整するとされた協議事項、今までの協議事項の中で合併後に調整という事項が結構数がございます。合併後の過渡期における新町の予算編成、執行及び新町建設計画の事業実施につきましては、合併調整に参画した議員が責任を持って審議することが、その実効性をより高めることができると考えられますので、一定期間在任することが望ましいと考えます。</p> <p>在任期間につきましては、旧町からの引き継ぎを含む新町の18年度予算決定後の4月末までとすることが適当であります。</p> <p>また、定数でございますが、新町における議員の定数につきましては、法定定数は22人が上限でございますが、現行においても両町とも法定定数を下回っておりまして、また県下の各町の現状、人口などを勘案いたしますと、16人とすることが適当であると、こういう課題、問題点がございまして、それに基づきまして調整方針としましては、議会議員につきましては市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。また、定数につきましては、在任期間終了後の議員の定数は16人とする、こういう調整方針で提案をさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がございました議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、ご意見、ご質問等をお受けをいたしたいと思っております。</p> <p>ご質問等がございましたらどうぞ。</p> <p>岩本委員、どうぞ。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
岩本委員	大河内町の岩本です。ただいま議員の定数の任期満了の説明がございました。これは町長と一緒に選挙することはできないわけなんですか。その点を伺いたと思います。
小寺（議長）	宮浦分科会会長。
宮浦（分科会長）	お答えいたします。
	先ほど言いました3つのパターンということで、の合併特例法を適用しない場合、これがそれに当たりまして、これは町長と同じように合併関係市町村を廃止したと同時に失職をしまして、50日以内の設置選挙でございますから、町長、議会議員同時選挙ということになります。
小寺（議長）	岩本委員。
岩本委員	そうすると、このの方を適用されておるといことですか。
小寺（議長）	分科会会長。
宮浦（分科会長）	の方につきましても、選挙の期日は同日選挙になります。
小寺（議長）	事務局浅田次長。
浅田（事務局）	岩本委員からの今のご質問は、本日協議事項として出ましたものがどの1、2、3、どれを使っておるかという質問だと思います。本日ご提案させていただいておりますのは、在任特例をとということで、3の適用になるということでご理解をいただきたいと思ひます。
小寺（議長）	生田委員。
生田委員	大河内の生田です。私は、協議第48号については、私が考えておりました線でまとめてはりますので、私はこれは賛成したいと思ひんですけども、あえて会長さんなり副会長さんにお聞きしたいんですけども、合併、自主合併をするということになれば、まず第1に財政問題が必要ということで、財政財政と言われて、財政問題、何がなくても財政ということで第1の目標というか、考え方の財政が一番先に来ておりますんで、2番目以降の合併をする理由というのか、あれが見えてこない。例えば、先日神戸新聞なんかで兵庫県下八十何市町があって、専任の防災担当者を置いているところが8割にも満たないという記事が1面に載っておりました。それを読んだ人は、あれ、うちの町はどうだろうと、これ聞いたらどうかということに思われた方もあろうかと思ひますけれども、そんな専任の職員さんを置けるような状態じゃないんじゃないかと私は思ひます。やっぱり職員の方が兼務されるか、そのグループの中の仕事の中でその防災関係を兼務するか、どちらかしか中小の、中小言うたらおかしいけども、小さい町になればそういうことが多々行われなくては行けないのではないかと、行わ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 足立（会長）</p>	<p>れているんじゃないかと思います。</p> <p>また、財政、収入が少なくなれば、支出を減らしていこうという、これはだれが考えても常識的に考えられることなんですけども、住民サービスにつきましては、水や空気と同じように、あまねく降り注ぐように、また遅滞なく、また後退もしないで前へ進んでいくようなことが思われているのが住民の方々じゃあないかと思うんです。そのようなことも対応していかなくちゃいけないんじゃないかと思いますが、余りにも財政財政ということで、どないいうんか、この合併が進められておりますので、住民の皆さんの考え方として財政が苦しいから合併するんだということになれば、たかが10人、たかが半年ですけども、されど10人、されど半年ということが出てくるんじゃないかと思うんです。それで、るる検討されたのがここに書いてありますので、私はそれでいいと思うんですけども、せっかくの機会でございますので、この合併協議会の中で会長さんあるいは副会長さんからどのように協議されましたのか、実例をもってお話をしていただきたいと思います。多分、これの説明はなかなか難しいことで、多分足して2で割るといようなことになったんじゃないかと私は、それは見識があることだと思えます。まとまらないことをまとめようと思えば、やはり足して2で割るといことも必要だと思いますので、そのようなところをお聞かせ願えたらいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。</p> <p>質問を終わります。</p> <p>その点、会長お願いします。</p> <p>座ったままでお許しいただきたいと思います。まず合併、自主的な合併と言われますけども、委員おっしゃったとおりでございます、現在は財政議論が先行いたしておりますけれど、むしろ我々しっかりとした職員と組織をしっかりと、制度をしっかりと、そしてそれを運営する職員の人材をしっかりと育てることが住民サービスに一番大きな影響を与えるんじゃないかと、このように思います。例えば防災の問題におきましては、今非常に大きな問題でございますが、2町の1万3,500人で専任防災職員を置くということについては、私は消極的ではございませんが、しかしまたそれだけの機能を果たす職員は要ります。いろんな事情によりまして、大体60人ぐらいの職員が多いと。いわゆる類似団体と比較したら多いわけですから、結果的には類似団体ではその点行政改革がやられておるとい状況から判断をいたしますと、今後はやはりそういった方で、例えば必</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>藤原（博）委員</p>	<p>要な箇所に必要な人材を配置するということが出てくると、できると、可能性が大きくなるというふうに理解はいたしております。何よりも地方分権時代でございます、今後はやはり職員の資質の向上ということが当然住民から出てまいりますし、そのことがサービスを充実するということになると思います。先ほど委員からご指摘をいただきました関係でございますが、やはり管理的な経費を削減することは、これは住民のひとしい願いであろうと、一つの合併のメリットであろうということから考えますと、私は原則を貫いてほしいというふうに決意はいたしますが、今回これの関係につきましては、議会におきましている工夫して、どうしたらいいか、だったらどうしたらということで議論をなされて、その結果幹事会で議論して提案の運びとなっております。確かに、今回の2町合併の段階でも、調整的な問題はたくさんございますし、今から新町建設計画におきまして実行しようといういわゆる合併協議会での建設計画、そういうものが今後新しい町長によって実行されるかどうかという点を、その議論に加わられた議員さんが見ていただくということも一方では協議を超えて非常に重要な事項ではないかなと、そういうふうに考えております。私はあくまでも原則は原則で貫いてほしいと思いますけれども、一方においても時間的にできないということで、お答えにならなかったかと思いますが、玉虫色というふうにとられても仕方がないんでありますが、そのようにお答えを申し上げるしかないんじゃないかなあというふうに思います。ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>藤原委員、どうぞ。</p> <p>大河内町の藤原でございます。同じことの繰り返しになるんですけども、合併期日を11月1日に決めましたときに、それぞれの設定理由とか、いろいろと理由が出てまいりました。設定理由が3つ出てまいっておりますね。その中で、何ですか。ここに書いてありますような予算編成とか執行及び事業計画の原案云々とありますけれども、そういったものをすべて合併期日後の合併予算、設置選挙、それから新町予算、新町新年度予算等の移行が円滑であるということで11月1日というふうに決めたとおもうんですが、にもかかわらず、なぜここに来てそこだけ直すということになるのかどうかね。住民の皆さんがどうとるのかということからすれば、当然首長がかわられるときに一緒にかわられるといいと思います。選挙は一度で済みますので、2度の方がいいということもあるかもしれませんけれども、この点も含めて</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>住民の説明会もあるんでしょうけど、そこで聞いていただくというのも一つの方法じゃなかろうかというふうに思いますので、7カ月ですか、延ばした経緯の中で、そういったものも含めて私は解決しておったんだというふうに見ておったんですが、首長さんだけの道が決まっちゃったんであって、議会議員も決まれば、どうなんでしょうか。条件が変わってきたということなんでしょうか。</p>
小寺（議長）	どうぞ、会長。
足立（会長）	<p>条件は変わっておりません。この点につきましては、在任の議員の任期等につきましては、各それぞれの合併協議会、神崎・大河内のみならず、ほかでも今藤原委員出されたような意見がたくさん出ておるようでございます。このことにつきましては、議論を通じての委員の皆さん方のご意見をたくさん出していただいて、最終的な合意を得られたらいいというふうに思いますけど、協議を通じて、それぞれご意見をいただいたらいいんじゃないかと思えます。</p>
小寺（議長）	藤原委員、どうぞ。
藤原（博）委員	<p>合併そのものの目標が、効率性を求めて財政状態を求めてということですので、これを半年延ばすことによってどれだけの経費がかかるのかとか、そんなこと調べられたんですか。それはもう調べた上でのなっとるのでしょいかね。</p>
小寺（議長）	宮浦分科会会長。
宮浦（分科会長）	<p>現在の神崎町、大河内町の議員さんがそのまま半年間残られるわけございまして、それに必要な人件費、ざっと計算しまして、4,700万円余り、大ざっぱな計算でございますが、なっております。丸々これが増えるわけではございませんで、その差ですね。16人と26人、10人の差が大ざっぱに見て約半分になります。</p>
藤原（博）委員	いやいや、その差はできません、差額。
	<p>これが後に農業委員とかいろいろな関係とかそんなもんに続いていくと思いますので、もう一度議論をしていただいたらというような気もいたしますけども。</p>
浅田（事務局）	<p>先ほどの藤原委員のご質問に対して、いわゆる在任特例を11月1日から翌年4月30日まで使った場合の経費は、いわゆる定数が26名から16名の10人、この差ということでご報告申し上げましたけど、経費につきましては約1,800万円かかるということで、その分が使わない場合は削減できるというふうにご理解いただければいいと思います。</p>
小寺（議長）	生田委員、どうぞ。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
生田委員 小寺（議長） 生田委員	<p>ちょっとまたお聞きしたいんですけども……。</p> <p>町名と名前とをお願いします。</p> <p>大河内町の生田です。どうも済みません。議会が存在しないことは望ましくありませんというて書いてあるんですけども、その在任特例で選挙が終わるまでの在任特例ということはできないわけなんですか。例えば12月、最終まで議会は在任特例を認めるけれども、その次として新しい議会ということはパターンとして、パターンというんですか、そういうことはできないわけなんですか。2年以内やから、2カ月でもええんちゃうかなと思うんですけど。</p>
小寺（議長） 宮浦（分科会長）	<p>宮浦分科会会長。</p> <p>在任特例の法を見ますと、2年度以内という範囲内で決めるということでございますので、例えば1カ月でも2カ月でも可能だと思うんです。今回は先ほど申しあげました新しい町の予算、新しい町の発足を見届けるということで、その期間が6カ月ということで提案をされたわけでございます。</p>
小寺（議長） 生田委員	<p>生田委員。</p> <p>私は別に、私もサービス業で、この辺の考え方は一緒なんでそう思うんですけども、この際聞いておきたいんですけども、例えば議会が存在しないのが2カ月でもだめやから、選挙が終わって新しい議員ができるまでは議会が存在するというで、それから今度は新規参入、参入言うたらおかしい、立候補される方が、合併の調整に参加をした議員が責任を持ってするというで、これによればいつまでたっても責任がずうっとあって、見届けるというようになるとずっとなるということになりますんで、新規に参入する人は、その公表されている情報とかいろいろなことは検討されて立候補されるようになって、長期間やられるかどうかわかりませんが、そういうことを考えると、こういうルールというのは新規に立候補しようと思う人はちょっと待ってくれとおっしゃるんじゃないかなと私は思ったりもしているんですが、気持ちはようわかります。我々に参画された議員が責任を持ってということではよくわかるんですけども、新たに参入しようとする人がちょっと待ってほしいというようなことになるんじゃないかなあと思うたりもするんですけども、会長さん、どんなもんですか。</p>
小寺（議長） 足立（会長）	<p>会長、お願いします。</p> <p>私が原則と申しあげましたのは、同日選挙を原則という意味でございます。</p>
生田委員	<p>わかりました。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 上垣委員	<p>上垣委員、どうぞ。</p> <p>大河内町の上垣です。ただいま協議しています協議48号につきましては、去る10月15日に提案事項ということで資料をいただきまして、検討をとということであったと思います。一応それから以降、私なりに資料を一応は検討させてもらったんですけども、一応ちょっと再確認をさせていただきますけども、いわゆる提案になった理由、先ほど生田委員さんの方から質問が出ておりましたので、重複することは別にしまして、いわゆる在任特例を要するに採用するということと、定員16人にするというので、提案と今回の協議が全く一緒の表現で、もらっています。ちなみに、以前提案のときにも資料をもらってあったわけなんですけども、5ページの資料ですね。資料のこの5ページの資料でいくと、15団体ということなんです。いわゆる市町が合併協議会が進行をされておるようです。それを見ていると、そこで1案、2案、3案をどういうふうにするかということ、書いてもらっておりますけども、特に人数の関係からいいますと、15団体のうち合併後の法定数、満額のいわゆる自治体が15のうち既に6団体ですが、定数の満額の自治体になっておるようです。それで、一応満額に近い団体が3団体、4団体おられると思います。個人的な意見としましては、合併後の定数につきましては、法定定数が22になっておまして、一応大河内町、神崎町ともどちらも過疎の町に間違いありませんけども、人口評価しまして今の定数16ということになれば、過疎の村はこれから若い人たちが積極的に行政に参画するということがだんだんと厳しくなってくるようなという気がしております。</p> <p>それと、この在任特例を使う使わないという面も、課題、問題点に基づきまして調整方針が作られておられますけども、一応15団体の中でもいろんな協議がされた中でそれが決められておると思うんですね。だから、そこで今回神崎町と大河内町のこの提案を聞く過程で、この15団体のこの事例等をどういうふうに判断されたのかということと、経費の方の問題からいけば、議員報酬がどういう考えで協議をされたんだろうか。議員報酬なんかは町長が諮問して、審議会にかけて議員報酬等が決定されるということになって追ったように、その辺を協議されたのかどうか、教えていただきたいと思います。お願いします。</p>
小寺（議長） 宮浦（分科会長）	<p>宮浦分科会会長。</p> <p>前回、事務局から提案のときにも申し上げたと思うんですけども、</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>この調整方針のまとめにつきましては、神崎、大河内両町の部会から議長さんを含んで各5人の調整委員さんが選出されました。そこでいろんな議論をされまして、もちろん他の事例、この資料をごらんになってまとめられたわけでございます。その中では、少数意見でございましたが、原則解散という意見もございましたし、選挙区を設置して選挙という案もございました。最終的に両町の議会に持ち帰って、全議員さんで協議をされまして、また調整委員会をされまして、そこで多数の意見としてまとめられたものでございます。</p> <p>もちろん、一番問題になっておりましたのも、その財政問題、合併の理念、そういうことが問題だったわけでございますけれども、財政も重要でございますけれども、長い将来にわたって合併するときに、ただ財政問題だけでそういうことを決めていいのかという意見もございました。</p> <p>それから、同日選挙、基本的になりますと、原則としましては同日選挙になるわけでございますけれども、同日選挙になりますと、将来にわたってずっと町長、議会議員の選挙が重なってまいります。そのときに町長選、議会議員の選挙が重なりますと、これちょっとでもまた政治的な空白が生じるおそれがある、そういうことも一つはねらいがございます。それで、選挙経費はかかりますけれども、別個にした方が政治的に安定するんじゃないだろうか、そういう意見もございました。</p> <p>それから、先ほども言いましたように、合併協で協議いろいろされて、まだ積み残しといたしますか、合併後に協議をする事項が大変多うございまして、3月31日で合併申請した段階で合併協議会は解散になります。その後、今ですとこういう場で協議の結果が報告されるわけでございますけれども、そういう場が一応なくなって、合併準備室にはなろうと思うんですけれども、なくなりますので、現議員がそのまま在任して、いろんな状況を聞きながら判断する、そういうことが重要ではなかるうかということでございます。</p> <p>それから、報酬でございますけれども、現在の報酬は両町とも報酬審議会それぞれ決められておりますけれども、新しく今度は、新たに新町になりますと新たに報酬審議会に準じたような形で決められておりますので、幾らになるかはまだ決定をしておりません。ですから、純然たる財政上の差額が幾らになるかというのは、議員の報酬が幾らになるかということがまだ未知数でございますので、その辺はまだ決定しておりません。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 上垣委員</p>	<p>上垣委員。 大河内町の上垣です。決定を見らんと、まだ当然かと思えますけども、当然経費的な問題で検討するという事になれば、いわゆる経費ですので、いわゆる今の報酬でいけば当然16人とかする分にはマイナスが出てくると思えますけども、逆にその原則に縛られて、要するに定員を少しでもいわゆる認められた定員までということであれば、当然その報酬も見直すとか、そういうようなあってしかるべきじゃないかと思うんですけども。それともう一つ、民意のいわゆる反映ということからいけば、有権者の判断がどういうふうに理解するのかということが、これ見えてこんですけども、その辺の協議はどういうふうにされたか、もし出れば、有権者にとっても非常に大きな問題であろうと思えますので。</p>
<p>小寺（議長） 足立（会長）</p>	<p>会長。 報酬審議会は総会を開いておりますし、議会においては間接的民主主義をとるというふうになっている。最終的には、この定数の問題につきましては、いずれ22名であったのが18名に減員されまして、しかもこれまでは経過からいいますと定数条例を作りまして減数をしておったのが、今度は定数をということで決定したいということになりました。すなわち、現在のそれぞれにお配りしましたように16名としとるように、これはそれぞれの議会において審議によって決定されたというふうに思いますが、これは多分近隣町の状況、例えば市川町は今1万5,000を超えておるんでしょうか、人口。そして16名ですね。それから、福崎町が2万9,000余り、3万人近いんでございますが18名す。香寺は同じく2万に近いんでありますが、16名というような定員が設定されておりますから、それら考えまして、新町は今回合併しまして1万3,500人になるわけですから、16名という定数はほぼ類似団体に適合したものであるということで、定数についてはいいのではないかなあと、このように思います。 さらに、先ほど生田委員に私がお答えいたしましたように、私は同時解散、同時選挙という原則をと思えますけれども、この関係につきましては、宮浦局長がお示しを申し上げましたように、議会でも代表ということで議論がされておりますが、持ち帰ってさらに議論を深めて、最終的に一番多分時間かかったことは、いわゆる住民の皆さん方の考え方と議員の考え方のずれがあってはいかんというところに神経を尖らせたのであります。すなわち議員の一方的な考え方が出てしま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 上垣委員</p>	<p>っては、住民の非難を大きく受けるだろうという思いが、かなりこの結果からしますと、深いような感じがするわけでございます。私はもう少し長い間在任期間をとられるのかと大変心配をしておったんですが、それが一応4月いっぱいということで意思を出していただいておりますということは、これはそういうような思いが非常に強かったんじゃないかなというふうに感じまして、なかなか私から立場がありますけれども、提案者といたしましては、他の先例の合併町が特例を使っております。特に私どもは財政的に非常に厳しい状況の中で在任特例を使っておりますので、こういった深い議論を深めて結果的にはそうなっておるといような状況を思いますと、提案者といたしましては、あくまでも原則は原則でございますけれども、お許しをいただかなきゃならないかなというふうに思います。</p> <p>上垣委員。 大河内町の上垣です。今会長さんの言われたことはわからなくてもいいんですけども、確かにその類似団体というのも、大いにそれを参考にすべきであろうと思うんですけども、実は、くどいんですけども、5ページですね、資料としていただいた15団体の内容を見ると、これを見ますと、篠山市が法定26に対して26ですね。あと養父市の下、柏原町のグループのところも30に対して30、その下も26、26ですね。それから、ずっと飛びまして城崎町も30の30、それから龍野市につきましても34、34、それから山崎町・一宮町・波賀町・千草町についても26、26、要するにいわゆる合併後の法定数のいっぱいということで進んでおるといようなんで、できれば私がちょっと意見を言わせてもらったように、定員はいわゆるいっばいまで定員を決めて、あと何とかそういう議員報酬を決める上で経費的な面を判断してもらおうというのが、いわゆる今後の2町合併を考える上でも、広域合併を考える上でも、そのような形としてはそれは妥当な線ではないかと思えます。</p> <p>それと、類似団体についてのことなんですけども、定員のことについては一概に人口だけで判断するというのがええか、いわゆるその町の地域性とかいろいろ条件があるかと思えますので、ただその辺も細かく見た上で、いわゆる認められた定数、それに見合う財政の歳出等の見直し等考えながら、それから在任特例というものにつきましても、ほかの委員さんもおっしゃったように、同時選挙も考えてもらったらいいのではないかという気が私はしております。</p> <p>以上です。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	回答はいいですか。
上垣委員	意見です。
小寺（議長）	ほかに。
	足立委員。
足立（高）委員	<p>神崎町の足立です。確かに財政は厳しいと思うんですけども、私ちょっと違うんですけど、今議員さんは各村に大体、大体ですが1人ずつぐらいはおられます。その中で合併協議会解散後に審議していただかなければならないことも多数あると思うんです。その中でやっぱり議員さんが減って、その情報というのが大変伝わりにくくなっていくような状態にならないようにしてもらうのもまた、それもまた非常に大事じゃないかなと思うので、その辺も考えてもらいたいと思います。</p> <p>終わります。以上です。</p>
小寺（議長）	ご意見ですか。
	立石委員。
立石委員	<p>大河内町の立石です。私も議会の議員から出てきた委員ですから、私はこの問題について積極的に物は言いにくい立場なんですけど、この際、この会場の議長さんをお願いしたいんですが、いわゆるこの問題については我々が議論したとつばなの段階から、我々の組織というのか、グループの中では話はそれなりに理解ができたとしても、やはり住民の皆さんから見れば、非常に関心も高いし重要な問題であるだけに、その結論を出すときというのは、よほど慎重の上にも慎重な議論を重ねて、住民の皆さんに、うんなるほどなというような形を出さんとあかんでという話で、たまたま私はこの代表の調整委員にはなっていませんけれども、いわゆる調整委員と単位議会を絶えず問題ごとにキャッチボールをしながら意見調整をしてきたのが、現在提案された格好になるとすると、私はそういうふうに理解しておるんですが、この際、やっぱり重要な問題だけに、事務局を交えて両町の議会でこの問題に取り組んだときからの経過、それと一人一人の議員さん方、あるいは神崎町議会、大河内町議会で出た、本当に議論した、今皆さんがおっしゃっているようなことを恐らく何らかの格好で議事録があるか、もしくは答申という格好で幹事会に報告したという経過があるはずですから、暫定的には宮浦局長の方から説明いただいて、ほぼそういうことが盛り込まれてきたように私は思うんですが、ほかの議員さん方にはそういった経過がなかなか見えてこない点があるように思います。したがって、議長配慮で休憩という格好をとるのか、録音</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>しながら続けていくかは、議長の判断にお任せして、そこらを一遍かちっと報告をしていただいた方が、より皆さんにわかりやすいんじゃないかと。今出たような話は、現にそれぞれの議会で十分やっております。私がこんなこと言うんはおかしいんですが、そういうことをこの場で要求いたしますから、かちっとした説明を皆さんにしてほしい、こう思います。</p> <p>立石委員のご意見であります。特に議員出身の委員ということでもありますので、宮浦分科会会長の方から報告がありましたように、両町の議会から5名ずつの議員が出まして調整委員会を行っております。調整委員会の中でも委員長をお願いしておりますが、多田副議長の方からそのときの内容等についてひとつご報告を聞きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
多田（副議長）	<p>座ったままでいいですか。神崎町の多田です。この経過につきましては、さきの提案のときに事務局の方から、事務局の浅田次長の方から概要説明がありましたが、また今要請もありましたので、私の方からご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>第9回の、8月25日に開催されました第9回の合併協におきまして、特別職の身分の取り扱いについて協議がなされ、承認が得られました。ただし、その際、議員の定数、任期の取り扱いについては、別途協議するということになっておりました。それを受けまして、9月2日に神崎、大河内両町の議員の意見交換会を開催いたしました。そのときに、あわせて電算システムの設定状況についても説明を、同じような、同じ場で聞く方がいいだろうということで説明を受けまして、その際にその後定数、任期の取り扱いについて意見の交換をいたしました。結論といたしましては、26名寄っているいろいろご意見出す中で非常に調整がつかないという意見もございまして、最終的に各町より議長を含めて5名ずつの委員を選出して、その委員によって協議して調整を進めたらどうかと。また、その結果については、各議会にフィードバックするというふうなことで決定されまして、両町でそれぞれ委員が選任、その後両町で委員が選任され、9月15日、第1回の調整委員会を開催いたしました。</p> <p>その際には、最前から意見が出ておりましたように、やはり合併の理念から考え、財政的な部分もあるので、同時選挙というふうな意見もありましたし、あるいは設置選挙で、大河内、神崎のそれぞれ定数を、人口比による定数による設置選挙をしてはどうかというふうな意見もございましたが、最終的にはこの提案のとおりでございます。ほ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ば提案のとおりになりました。それをまた各町へ持ち帰りまして、大河内では9月21日に議会で協議をしていただきました。神崎町は9月28日に協議いたしまして、その結果、今の定数につきましては16名ということでございます。在任特例につきましても、一応来年度予算、18年度予算を編成した後までやはり議員として、合併協議にかかわる議員としてそれを見届けるのが責務じゃないかなというふうなご意見を含めまして、それをまた持ち寄りまして、10月4日に第2回の調整委員会を開催し、両町の合意がまとまったところでございます。本日提案させて、事務局の方から説明したとおりでございます。ご了解を賜りたいと思います。</p> <p>その在任特例を適用することにつきましては、最前ちょっと出ましたように、少数意見としては在任特例は適用しないと、ということはやはり合併の目的等、財政の効率化という面ですね、その点からと、あるいは同日選挙にすることになって節減につながっていくだろうというようなこと等もございましたが、多数意見としてはやはり在任特例を適用すると。その前提となるのが、やはり合併協で協議された事項がどのように新町に生かされていくのかで、合併して即総辞職ないしは失職をする、あるいは50日目までに行われるであろう町長選挙にいたしましても、3カ月余りの予算編成という形になってまいります。しかし、その将来の町の方向性としては、やはり18年度予算を編成され、またその中身はどういうふうになっていくのかということで、ある程度示されていくんじゃないかなというふうな声もございまして、長い将来へのスタートのときでありますので、財政面だけでなしに、やはり在任特例を適用して町の行く末を見たいというふうな意見が多数を占めました。</p> <p>今の合併協の役割は、県に申請した段階で終わるというふうなことで、あと合併協での調整、事務調整の中で合併までに調整する、このことについては随時また必要に応じて議会での報告があらうかと思いますが、合併後調整する項目も数多く残っており、そういった中で在任期間中にできるだけ処理する必要があるのではなからうかというふうなご意見でございます。したがって、18年度予算が成立するのは大体3月末でございますので、予算が成立した後ということで、18年4月まで6カ月間の在任特例を適用することが適当でないかなというような結果になりまして、これを事務局の方で整理しまして、幹事会にかけて本日の提案になった次第でございますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>以上でございます。</p> <p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま多田副議長の方から報告がありましたように、特に議会の方で、事務局の方から議会の方にこの問題を預けられまして、両町で全員協議会等を2回持っていていただき、それぞれの出た段階で調整委員会等を2回開催をして、最終案を次の段階の前に特に協議委員の皆さん方にご理解をいただけるようにというようなことで、在任特例をすれば増えるというふうなこともいろいろと各議会でいろいろと検討をした結果が、本日幹事会を経てここに提案をされたというようなことでございます。</p> <p>以上が大体の議会で検討した結果の概要だということでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ほかに、こういう内容を含めましてご質問等がありましたら。</p> <p>上垣委員。</p>
上垣委員	<p>大河内の上垣です。くどいようになりますけども、2ページの合併直後の重要な時期に議会が云々という内容につきましては、すべての協議自治体で該当する文言だろうと思いますので、これは特に神崎町・大河内町の2町合併だけということではございませんですね。だから、いろいろな選択肢があるという中で、いわゆるこれを選べということじゃなしに、いわゆる1案、2案、3案を含めて、すべての協議自治体がいわゆる同じ条件をしている文言じゃないかと思いますので、これはいわゆる調整方針ではなくて、あれではないんじゃないかなという気がいたします。</p> <p>これだけ提案です。</p>
小寺（議長）	<p>提案ですか。</p>
上垣委員	<p>はい。</p>
小寺（議長）	<p>よろしいですね。</p>
高橋委員	<p>高橋委員。</p> <p>神崎町の高橋です。ちょっと思ったんですけども、この合併協の話の中で町長さんとW選挙というような話があったんですけども、このやめるというのはもう決定的なものでですか。2年にもどすわけにはいかんですか。1回選挙して新町のいろんな、大体2年ぐらいしたらわかるんじゃないかと思うんですけど。改めてこの方法で実行されたらどんなやろうと思うんですけど。全体の視野のわからない中で選挙をして、それが4年間もたすのはちょっと無理やないかと思う、2年ぐら</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 浅田（事務局）	<p>いで、一応その意見をお聞きします。</p> <p>浅田次長、お願いします。</p> <p>高橋委員からのご質問なんですけれども、1期4年という公職選挙法で決まっております、その間に例えば町長とかいろんな方がいわゆるよく新聞等でございますのが解職リコールとか、また健康上で辞任されるとか、そういった場合には任期は定められませんが、途中で交代される場合はございますけれども、現行の法的な中での4年というものが位置づけをされておりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
小寺（議長） 高橋委員	<p>高橋委員。</p> <p>調整事項がずうっとこれ会議が13回になるんですけども、それぞれの議会におきまして両町で調整する調整するで、そうしてきたんですけども、この調整事項等について、今後どのように調整されていくのか、またこの委員会に、この場所はこういうふうに調整したいと報告がなされるのか、その辺。</p> <p>それから、今議員の定数等の意見も聞くんですけども区において少人数のところが多いわけなんですけども、それで選挙区になればそれぞれの小区の小さい区の見解が反映される機会が割と少ないわけなんです。今上垣さんも言われたんですけど、確かに人数が多いけど、一番妥当な、16が適当なところなんで、その16で進めてもらえばいいんですけども、小区の配慮というか、そういうところはどないなるんか、全体が選挙区になると思うんですけども、それぞれの議員さんがでられた場合に小選挙区の見解を酌み上げるような施策をお願いしたいと思います。</p>
小寺（議長） 浅田（事務局）	<p>小選挙については浅田次長にお願いいたします。</p> <p>1点目の今まで合併協議会でいろいろ新町になれば調整をいたしますとか、新町発足までに調整をしますといったいわゆる明確な表現でしておりますものにつきまして、これまでの協議会でもいろいろなご意見が出ておりました。私たち委員にはいつになったらそれがわかるんだということでご質問、ご意見等がたくさんあったと思いますけれども、第11回の合併協議会、9月29日に開催をしたときに、確認事項ということでペーパーをお配りさせていただきまして、ご報告させていただいたと思います。基本的に、再度申し上げますけれども、いわゆる合併協議会は来年17年3月31日までに恐らく県の方に関係書類を申請して、恐らく解散の手続になるうかと思っております。したがって、委員の皆様方にはこの協議会は4月以降ないというご理解</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 足立（会長）</p>	<p>をいただきたいと思います、現行段階では。そして、いわゆる4月から現在の合併の希望期日の11月1日までの間にいろいろ両町間で調整をする項目につきましては、両町の町長以下事務レベルできっちり調整し、特に重要な項目等につきましては、両町の広報紙、神崎町におきましてはケーブルテレビ、そういったものを活用しながら住民の皆様方にご報告をさせていただくというふうなことで、そういうものにつきましては新町発足までに調整するというところにつきましては、両町長の責任の範囲できっちりと処理をさせていただくということでご理解をいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>会長。</p> <p>議会の議員の定数の問題でございますけれども、まだ多い方がいいという話とか、そういったいろいろな問題でございますが、これは議会議員さんは地域の利益代表ではございませんので、今は新町の基本をどうするかということで、いわゆる議員の資質に関する問題であろうと思います。当然ながら、地域全体の公正な、公平な発展を目指すというのが議員の役割であろうというふうに思いますときに、過疎地域と言われるような状況がどんどん進展してしまうということについては、これは議員個人の問題ではなくて、首長、あるいはまた議決機関、執行機関、それらのものの責任でありますので、そういったことを体して議員は議員バッジを持つべきでありますし、議員として立候補すべきであろうというふうに思います。そういう時代でもございます。例えば、集落ごとに1人ずつ置くといったような利益代表、若干議員さんの考え方としてある、こういうものは大きく私は変えていただきたいというような感じがしたんですけども、とっておりますけれども、そういう利益代表という考え方では町政全般の公平な執行はできないんじゃないだろうか、あるいはまた議決もできないのではないだろうか、そういうふうに思います。</p>
<p>小寺（議長） 立岩委員</p>	<p>立岩委員。</p> <p>大河内町の立岩です。5ページに選挙区を設ける、合併後最初に行われる設置選挙に限るというふうにあります。選挙、議会の選挙をするときに、最初は大河内町、それから神崎町、今までの議員さん出られる、出られるといっても、大河内町に住んでいる者は神崎町の方がどんな方がわからないんで、今町長さんも資質、議員さんの資質と言われるんですが、この方どんな方だろうというのはわからんと思うんです。それで、最初の選挙においては、得票が多い方から順番に</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 宮浦（分科会長）</p>	<p>16名というのが決まってくると思うんですが、大河内町、神崎町と分けて選挙区を作ってということはお考えになったことはないんでしょうか。ここにはそれが含まれてないんですが。</p> <p>宮浦分科会会長。</p> <p>先ほども経過の中でも申し上げましたように、少数意見としましてそういう意見がございまして、お互いに隣の町の方のことまでわからないので、選挙区を設けた設置選挙をすべきという意見もございました。しかし、先ほど調整委員長の方からありましたように、今提案したのが、一番あくまでも大多数の意見ということでご理解いただきたいと思います。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>大体提案をしまして約1時間10分ほどいろいろとご議論をしていただきました。ということで、ここでほかにはないので、採決に入りたいと思います。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>協議第48号議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>挙手多数であります。よって、協議第48号議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、原案どおり可決をされました。</p> <p>ここで暫時休憩をいたします。再開は3時10分といたします。</p> <p>午後2時52分 休憩</p> <p>午後3時11分 再開</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>時間が参りましたので、再開をいたします。</p> <p>続きまして、協議第49号農林水産関係事業（その3）の取扱いについて、担当分科会長の説明をお願いします。</p>
<p>井上（分科会長）</p>	<p>井上分科会会長、お願いします。</p> <p>それでは、協議第49号につきまして説明させていただきます。神崎町の井上でございます。</p> <p>農林水産関係事業（その3）の取扱いでございますけれども、3ページの方お願いしたいと思います。</p> <p>まず、1つ目の農業研修施設・体験農業施設の管理でございます。</p> <p>神崎町におきましては、農村環境改善センターを設置しております。現在、この施設でございますけれども、グリーンエコーに委託をして管理をしております。各施設の利用料等については表のとおりでございます。15年度使用料については54万9,720円の収入</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p> がありました。もう一つ、神崎町にはきらきら館ということで、農家労働軽減支援施設ということでございます。これにつきましては、教育委員会の方の管理で今運営をしているところでございます。年間の歳入ですけれども、利用実績2万6,295人ということで、利用料金については定めておりますけれども、1時間ごとに定めております。しかしながら、ほとんど町等の事業等で使っておりまして、昨年度使用料はございませんでした。また、大河内町につきましてはこっとな亭内ということで、こっとな亭につきましては商工課の関係でも出ておりますけれども、この中で食堂部門と加工・体験施設がございまして、その加工・体験施設の方を今回農林水産関係でくくらせていただいております。これにつきましては地元管理組合に管理していただいております。委託料は80万円でございます。なお、使用料については人数でございます。その中で、そば打ちとかこんにやく作り体験等ということで、こういうものに使っておられます。先ほど言いましたように、食堂部門については別途管理ということで、2つの委託になっております。二本立てになっております。あと、大河内町2つ目にはわくわく公園ということで、モンテローザ内に併設されています公園でございますけれども、これについてはモンテローザの方に委託をされております。委託料274万3,000円ということと、あともう一つ、峰山の散策道でございます。峰山高原ホテルの方に委託しておりまして、委託料294万円ということでございます。 </p> <p> これについての調整でございますけれども、2ページの方お願いしたいと思います。農業研修施設、体験農業施設の管理につきましては、農業関係補助事業により整備し、町が管理、運営している施設は、神崎町が2施設、大河内町が3施設あり、管理及び運営方法について差異があります。料金についても検討する必要がありますということで問題点でございます。 </p> <p> 調整方針といたしまして、2ページの中ほどでございますけれども、この施設の管理でございますけれども、農業研修施設及び体験農業施設の管理運営及び料金等については、現行のまま新町に引き継ぐということで、それぞれの目的によって設置したものでございまして、現行のまま引き継いでいきたいということで提案させていただきます。 </p> <p> 2つ目の特産物施設管理でございます。3ページの下段の方でございます。神崎町には4施設ございます。大河内町につきましても、先ほど言いました農林漁業体験実習館ということで、こっとな亭でございますけれども、この運営については町の直営ということでございます </p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>けども、これにつきましては商工観光の関係の方で提案させていただいて、ご協議いただいて、承認をいただいておりますので、ここに出させていただきますのだけ申しますと、この施設については農林関係の補助金を使って建てたということで、一応ここに施設名だけを再掲させていただきまして、調整方針といたしましては現行のまま新町に引き継ぐということで、一応協議されていますので、補助金の関係でここに上げさせていただきましたということでございます。</p> <p>続きまして、4ページの方お願いします。漁業組合の関係でございます。漁業組合につきましては、神崎町の方では越知川漁業協同組合ということで、森林組合に事務局がございまして、この管理運営につきまして助成をしております。神崎町の昨年度一般会計から15年度で60万円、16年度で予定は50万円の補助を予定をしております。越知川漁協でございますけども、近年アユの生育が悪くなってまして、入漁者が少なくなりまして赤字運営ということでございまして、年間に100万円程度の赤字運営を今しておるんですけども、これにつきましては過去に積立金等を積み立てておりましたものを今取り崩している状況でございます。一方、大河内町におきましては、寺前漁業組合と長谷漁業組合がございまして、寺前漁協につきましては、大河内町の商工会の方で事務局を持たれております。そして、補助金といたしまして昨年度330万円、本年度250万円の予定ということでございますけども、大河内町につきましては振興基金もございまして、そちらの方から補助をされております。長谷漁協につきましては、役場の長谷支所の方で事務局がございまして、この運営の助成につきましても、長谷地区の基金から昨年度300万円、本年度250万円の予定をされております。</p> <p>以上が現況でございます。</p> <p>続きまして、2ページの方で、問題、課題点、1番の(3)でございます。漁業組合については、神崎町は越知川漁業協同組合、大河内町は寺前漁業協同組合と長谷漁業組合がありますが、それぞれ事務局が異なり、また補助の目的、補助金額並びに支出財源等が異なることから調整する必要がありますということでございます。</p> <p>この調整方針につきましては、2ページの一番下の2の(3)でございます。事務局等の運営体制及び補助制度については、新町建設計画等における取り組み方針及び各漁業協同組合の状況を勘案しながら新町発足までに調整するというもので、まだ事務局も結構いろいろと異なっており、なかなか今のところ調整できませんけども、新町発足</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>までにこれを関係者に集まっていた中で調整をしていきたいということでご提案をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
松原委員	<p>ただいま説明がありました農林水産関係事業（その３）の取扱いにつきまして、ご質問等がありましたらお受けいたしたいと思います。</p> <p>松原委員、どうぞ。</p> <p>漁業協同組合の方ですね、これにつきまして長谷の方では地区振興基金という名前になっておりますけども、具体的にどういうところからどんな格好で出とるんかちょっと教えていただきたいんですけど。</p>
小寺（議長）	<p>芦田課長、どうぞ。</p>
芦田 （まちづくり課長）	<p>大河内町まちづくり課長の芦田でございます。</p> <p>寺前、長谷漁業組合につきましては、この補助金としまして地区振興基金から取り崩しをしておるということでございます。これにつきましては、関西電力のダム立地におきます漁業補償協力金が入りまして、それを地区振興基金として基金管理をいたしております。この基金を取り崩して赤字部分の補てんをいたしておるという運営状況でございます。したがって、この補助金の額というのは、運営におきます赤字部分の財源補てんを基金を取り崩しながら運営していきよるとい状況でございます。はい。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長） 松原委員	<p>松原委員、どうぞ。</p> <p>神崎町の松原です。今もずっとその基金というのは入っておるんですか。</p>
小寺（議長） 芦田 （まちづくり課長）	<p>芦田課長。</p> <p>ダム立地におけるときに入った分だけで、それを順次取り崩していきよまして、何とか黒字にならなければ数十年先にはこのお金がなくなるというようなことございまして、まちづくりの課題としましても、何とか漁業におきましても、観光、交流の中で収支が合う面に考えていかないかなというような課題を持っておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長） 上垣委員	<p>ほかにございませんか。</p> <p>上垣委員、どうぞ。</p> <p>大河内町の上垣です。２点ほどお伺いします。</p> <p>２ページなんですけども、一番最後の（３）で新町発足までに調整</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 芦田 （まちづくり課長）</p>	<p>するということなんですけども、先ほど芦田課長の方から基金の説明がございましたけども、長谷と寺前の漁業組合につきましては、いわゆるダム問題に絡む基金ということなんですけども、これについては前段でダム協、ダム対策協議会というのが前段としてあると思いますので、そこら辺との事前打ち合わせとか、漁業組合との事前打ち合わせ等は、これは提案、協議までに必要ではなかったかとは思いますが、その辺の考え方と、あと小さいことなんですけども、4ページの3 - 2の表の中の、これ表現の問題で大したことないかもわかりませんが、一応神崎町については助成をしているということで、その下の表については補助金ということになっておりまして、あと大河内については補助をしているということで補助金ということになってますけども、助成と補助の表現の違いですね、これはどんな違いがあるのか教えていただきたい。</p> <p>以上、2点です。</p> <p>芦田課長。</p> <p>まず、大河内町におきます漁業組合への協議、打ち合わせはしたかどうかということにつきましては、協議はいたしておりません。実情、実態を持ち寄りまして、ここに今後の課題といたしておりますように、新町発足までに協議をして、どう支援をしていくか、また先ほど松原委員さんのご質問にお答えしましたように、何とか赤字ばかりの補てんやない方向を考え出さないかなというところを課題として持っておるといってございまして。今後、関係の組合と協議をしてまいりますということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>小寺（議長） 井上（分科会長）</p>	<p>それでは、井上課長、どうぞ。</p> <p>2点目の方、井上の方からお答えしたいと思います。</p> <p>助成ということでございますけども、申しわけございません。実態といたしましては補助金で支出していますんで補助でございます。特に助成と補助という関係、私ども、申しわけございませんでしたけども、管理運営に補助金を、補助しているというか、補助金を出しておりますんでご理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>小寺（議長） 上垣委員</p>	<p>上垣委員、どうぞ。</p> <p>確認します。大河内の上垣です。それでは、助成という文言を補助という形で訂正ということによろしいでしょうか。</p>
<p>小寺（議長） 井上（分科会長）</p>	<p>井上分科会長。</p> <p>申しわけございません。訂正いただきたいと思います。補助にお願</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>いします。 ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問等がないようでございますので、採決に移りたいと思います。 協議第49号農林水産関係事業（その3）の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員です。よって、協議第49号農林水産関係事業（その3）の取扱いにつきましては、原案どおり可決されました。 次に、協議第50号消防団の取扱いにつきまして、担当の分科会会長の説明をお願いします。 宮本分科会会長、どうぞ。</p>
宮本（分科会長）	<p>失礼いたします。神崎町の住民生活課長の宮本でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。 それでは、消防団の取扱いにつきまして、課題、問題点、それから調整方針、事務事業現況比較表につきまして説明させていただきたいと思っております。 まず、2ページをお開きいただきたいと思います。 防災・防犯の課題、問題点でございますけれども、まず地域防災計画でございます。地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づきまして、両町において策定されておりました、内容的にも大きな違いはありませんけれども、新町における一本化に向けた調整が必要となってきております。 続きまして、自主防災組織の育成、指導でございますが、両町とも体制整備を行っておりますけれども、組織体制、それから防災資機材、それから指導体制及び支援体制に相違が見られますので、調整する必要が出てきております。 次に、消防団の の消防団組織ですけれども、消防団組織につきましては、その最も基本となります組織体制及び分団体制に相違がありまして、行政、地域及び消防団による十分な協議が必要となってきております。また、任期及び団員資格についても違いがあるために、あわせて調整する必要がございます。 続きまして、消防団の報酬ですけれども、神崎町は町の団長から各分団の団員まで報酬体系が規定され支払われておりますが、大河内町では団員報酬規定は全く支給されておらない状況でございます。ま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>た、訓練手当の支給内容及び支給額にも違いがあるために、調整する必要が出てきております。</p> <p>次に、消防団の交付金、費用弁償でございますけれども、消防団報酬とは逆に、大河内町においては消防団活動交付金として本部及び各分団に交付されておりますけれども、神崎町では制度がなく、交付されておられません。</p> <p>操法訓練に対しては、神崎町は補助金として、大河内町は委託料として交付されておまして、金額等にも違いがございます。また、費用弁償については、神崎町では1日2,200円が支給されておりますけれども、大河内町は支給されておられません関係で、調整する必要が出てきております。</p> <p>次に、消防団施設及び車両でございますが、消防団施設及び車両の経費負担等につきましては、神崎町は用地以外をすべて町が負担し、町の財産としているのに対しまして、大河内町は用地は神崎町同様に地元対応としていますが、そのほかについては町から50%程度の補助を行い、地元の財産として管理されております。それに伴いまして、神崎町は基本的に町管理であることから町において整備計画を策定しておりますけれども、大河内町においては地元からの要望により整備を行っておりまして、両町において大きな違いがあるために、調整する必要が出てきております。</p> <p>次に、消防団施設、それから機械器具、車両の維持管理でございますが、設備資材については、神崎町は全額町負担としておりますが、大河内町では基準を設けて補助を行っており、また維持管理費等の取扱いについても違いがあるために、調整する必要が出てきております。</p> <p>最後に、防火水槽の整備でございますが、防火水槽の整備に係ります工事費等の費用負担については、両町とも用地の確保及び用地費については地元負担としておりますが、工事費については、神崎町は全額町負担として、大河内町は事業費の2分の1を地元が負担しているために、ここでも調整する必要が出てきております。</p> <p>次に、3ページの調整方針ですけれども、防災・防犯の ですけども、地域防災計画につきましては旧町の計画を廃止しまして、県の地域防災計画との調整を図りながら、新町発足後において新たに地域防災計画を策定する調整に至りました。</p> <p>次に、自主防組織の組織体制及び指導体制につきましては、新町発足後、速やかに大河内町の例により再編する。また、防災資機材につ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>きましては、現行のまま新町に引き継ぐことになりました。</p> <p>また、支援体制につきましては、活動補助金を支給する方向で新町発足までに調整することになりました。</p> <p>次に、消防団ですけれども、消防団の取扱いにつきましては、平成18年3月31日までは現行のまま新町に引き継ぐこととして、あわせて両町において消防審議会等第三者機関を設けまして、両町合同で審議して、平成18年4月1日から統一するよう調整の結果に至っております。</p> <p>4ページからは現況の比較表をつけております。</p> <p>まず、4ページの地域防災計画ですけれども、これは災害対策基本法によりまして策定されておまして、内容的にも両町大きな違いはありません。ただ、資料編のところで大河内町は編が少ないようですけれども、編の中で組み込んでいるためこのような形で載せさせていただいております。</p> <p>次に、防災・防犯の自主防災組織ですけれども、組織化の状況ということで、神崎町は自治会を基礎として平成10年度に結成いたしております。自治会が19集落ありまして19区、それから組織数も19組織ということで、組織率は100%でございます。大河内町さんの方は少しちょっと組織が違っておりまして、1本部4支部体制で、そこで本部体制は、会長、それから総括の副会長、事務局長、それから事務局長補佐、副会長、これは各第1から第4支部長が配置をされております。それと、本部付初動巡視班、それから本部付救護班というような本部体制となっております。</p> <p>支部体制ですけれども、各集落区長、これはリーダーの方ですけれども、各集落区長、それと各集落婦人会の支部長がサブリーダーでございます。そして、第1支部は新野から野村、比延、それから第2支部は寺前、鍛冶、大河、それから第3支部は上岩、高朝田、宮野、南小田、上小田、それから第4支部が川上、大川原、本村、赤田、重行、為信、峠、栗、淵となっております。そして、構成人員は、本部が22名で、第1支部が218人、それから第2支部が339人、第3支部が308人、第4支部が358人となっております。神崎町につきましては、大体1世帯1人というような各区の自主防の体制となっております。</p> <p>次に、防災資機材の配備でございますけれども、神崎町は平成10年に1組織に31万円を限度として、組織の要望によりまして資機材を配備させていただいております。大河内町は、平成9年度に県の補</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>助金で4支部に240万円の資機材を整備されております。1支部、第1、第2、第4支部に資機材倉庫を町単独で整備されております。それから、川上、淵地区に資機材倉庫並びに資機材を町単独で整備をされております。コミュニティー助成事業により自主防本部と、それから上小田に資機材倉庫並びに資機材を整備されております。</p> <p>指導体制ですけれども、神崎町は平成12年度から年1回町主催のリーダー研修会を実施してまいりました。そのほか、活動については各自主防災組織ごとに実施していただいております。大河内町は自主的、自発的に活動されておりました、町では助言指導を行っておられます。あと指導項目につきましては、ミニ防災訓練の実施、それから会員加入の推進、啓発活動の助言、資機材庫及び資機材の整備、それから自主防災組織のリーダー研修等の参加要請をされております。</p> <p>あと支援体制ですけれども、神崎町は町からの補助金はございません。また、町主催のリーダー研修及び各自主防災組織主催の研修会等に伴います講師の昼食代のみ町が負担をさせていただいております。大河内町は45万円の活動運営補助金を助成されております。また、各研修会の開催案内及び参加依頼をされているところでございます。</p> <p>次に、6ページの消防団の消防団組織ですけれども、上の段が条例の規定内容でございます、神崎町は本部が1つ、それから分団が14。あと、団長が1名、副団長4名、分団長が14名、それから副分団長14名、部長が19名、班長95名、団員449名、計596人の条例定数となっております。それに対しまして大河内町は、本部は1つ、それから分団が15分団。あと、団長1名、副団長4名以内、それから分団長が15名、副分団長が15名、部長が30名以内、班長が100名以内、計330人以内となっております。</p> <p>次に、消防団組織の現況ということで、現状の分でございますが、神崎町、本団が1つと分団が14分団。あと、団長が1名、副団長が4名、分団長が14名、副分団長14名、部長19名、班長95名、団員331名で実団員数が478人となっております。大河内町は本部が1つと分団が15分団。団長が1名、副団長が3名、分団長が15名、副分団長が15名、部長、班長、団員256名で、290の実団員となっております。</p> <p>次に、任期でございますが、神崎町、大河内町とも団長、副団長は同じで、大体同じでございます、任期は2年となっております。あと、分団長、副分団長、部長、班長につきましては任期は1年で、両町とも同じでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>団員資格でございますけれども、神崎町は23歳から39歳ということになっておりまして、規約で括弧書きにしておりますように、分団の事情によりまして消防団長が特に必要と認めたときは、入団年齢の繰り下げまたは退団年齢の延長を行うことができるということとなっております。大河内町は20歳から45歳までということで、分団長会議の申し合わせによりまして入退団の年齢については各分団の任意で決定することができるとなっております。</p> <p>次に、消防団の分団名簿ですけれども、神崎町は14分団で、統合分団制になっておりまして、大河内町につきましては15分団で、地区名制による分団となっております。</p> <p>次に、消防団の報酬ですけれども、神崎町は団員報酬は年額でございます、団長が9万円、副団長が7万円、分団長が3万5,000円、副分団長が1万5,000円、部長、班長、団員が2,000円となっております。それに対しまして大河内町は団員報酬の規定はございません。</p> <p>訓練手当でございますけれども、神崎町は団長が9,000円、副団長が7,500円、分団長が5,000円、副分団長が3,000円、部長、班長及び団員が2,000円となっております、大河内町につきましては訓練手当は団長、副団長が年額3万円となっております。それから、分団長、副分団長、部長、班長が1回500円の訓練手当が支給されております。出勤につきましては、この下に括弧書きで書いておりますように、初出式、辞令伝達及び礼式訓練とか町の操法大会、中播磨操法大会の出席者に対して1回500円が支払われております。</p> <p>7ページは消防団交付金、費用弁償でございます、消防分団活動支援ということで、神崎町は交付金、補助金等の支給制度はございません。それに対しまして大河内町は金額が総額で400万円、その内訳につきましては本部が40万円と分団が360万円、計400万円となっております。配付割合につきましては、分団員数割、それから世帯数割、均等割の3区分で、1区分各120万円を基準に4月1日現在の人数等で配分をされております。内容につきましては、団員報酬に相当なものということで、光熱水費、燃料費、簡易な修繕費、消耗品等でございます。</p> <p>次に、操法訓練支援でございますけれども、神崎町は町の操法大会につきましては補助はございません。大河内町は1分団に5万円委託料として支払われております。それから、神崎町の中播磨操法大会出</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>場分団には5万円、大河内町は出場分団に10万円が委託料として支払われております。それから、神崎町の県の操法大会出場分団につきましては10万円、大河内町は県操法大会は決まりがございません。</p> <p>次に、全国大会の出場分団でございますけれども、神崎町は20万円、大河内町は全国大会で決まりがありません。それから、費用弁償ですけれども、神崎町1日につき2,200円費用弁償を渡しておりますが、大河内町は支払い規定はございません。</p> <p>次に、消防施設及び車両の整備計画でございますけれども、神崎町は整備計画がございまして、消防ポンプ自動車につきましては20年、それから普通積載車につきましても20年、それから軽四の積載車が15年、小型動力ポンプが15年となっております、大河内町は地元集落からの要望により整備をされております。</p> <p>次に、現況ということで消防施設ですけれども、まず神崎町の方は消防器具庫兼詰所が11カ所ございます。それから、消防器具庫のみ、これは詰所は公民館等を使用されているところが5カ所、それから消防器具庫と詰所が別棟になっているところが3カ所ございます。大河内町は、消防器具庫数が15カ所、各分団にあります。それから、訓練施設ということで、中学校のグラウンドに夜間照明設備を設置されております。</p> <p>消防車両等でございますけれども、神崎町は、消防ポンプ自動車が11台、普通積載車が3台、軽四の積載車が5台、小型動力ポンプが4台、それから事務局等が使用しております指揮広報車が1台でございます。それに対しまして大河内町は、消防ポンプ自動車が10台、それから小型動力ポンプ付きの普通積載車が4台、小型動力ポンプ付きの軽四積載車が1台、それから小型動力ポンプがB級が4台、それから指令車が1台保有されております。</p> <p>経費の負担ですけれども、神崎町の場合、消防施設整備につきましては全額町が負担されております。用地については地元負担となっております。それに対しまして大河内町の方は町の補助が2分の1、それから用地については地元負担となっております。</p> <p>次に、消防車両の購入でございますけれども、神崎町は全額町が負担しております。これに対しまして大河内町は、ポンプ自動車は町補助が3分の1、それからポンプつき積載車が町補助2分の1となっております。</p> <p>修繕費用につきましては、神崎町は全額町負担になっておりまして、大河内町は対象物の修繕費用が50万円以上の場合のみ町補助と</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ということで、2分の1の補助となっております。</p> <p>最後の8ページですけれども、消防施設、機械器具、車両維持管理のところでございますが、まず管理方法ですけれども、神崎町の場合は設備資材は団長または分団長が保管しなければならないことになっております。それと、整備等に要する経費は全額町負担となっております。これに対しまして、大河内町は設備資材は原則分団で管理することにされております。補助金交付対象施設の修繕に要する経費が補助基準額50万円を超えた場合、町が2分の1を補助されております。基準額以下の場合あるいはそれ以外の施設は、全額分団(区)が負担されております。</p> <p>あと、点検等でございますけれども、神崎町の場合、ポンプ自動車、小型動力ポンプ別に一斉点検を実施されておりました、それ以外の日常的な点検につきましては分団が実施されておりました、これにつきましては大河内町と同じでございます。</p> <p>その他ということで、神崎町は、施設、機械、車両に係ります燃料費等、それから消耗品、修繕費及び車検等の経費は全額町負担となっておりますが、大河内町は、車検に係る代行費、保険代、重量税は全額町負担、それと整備費は消防自動車整備費補助金として6万円を限度額として補助されております。あと、施設、機械(車両含む)でございますけれども、これらに係る燃料費等消耗品については全額町負担とされております。</p> <p>最後の防火水槽の整備でございますけれども、神崎町とそれから大河内町、用地確保及び用地費につきましては同じでございます。工事費につきましては、神崎町は全額町負担、これに対しまして大河内町は2分の1町負担となっております。</p> <p>次に、前に戻っていただきまして、3ページの調整方針ですけれども、防災・防犯につきましては、地域防災計画につきましては、旧町の計画を廃止しまして、県の地域防災計画等との調整を図りながら、新町発足後において新たに地域防災計画を策定することになりました。</p> <p>次に、自主防災組織の組織体制及び指導體制につきましては、新町発足後、速やかに大河内町の例により再編する。なお、防災資機材は現行のまま新町に引き継ぐことになりました。また、支援体制につきましては、活動補助金を支給する方向で新町発足までに調整することになりました。</p> <p>次に、消防団ですけれども、消防団の取扱いにつきましては、平成</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>18年3月31日までは現行のまま新町に引き継ぐこととして、あわせて両町において消防審議会等第三者機関を設けまして、両町で合同で審議して、平成18年4月1日から統一するよう調整することになりました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>なお、多田副議長はちょっと公務のため3時42分に退席をいたしております。</p> <p>それでは、ただいま説明のありました消防団の取扱いにつきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思いません。</p>
足立委員	<p>足立委員、どうぞ。</p> <p>神崎町の足立です。この消防団のどこなんですけども、なぜ消防団に関しての第三者機関を設けられたのかということで、ちょっとお聞きしたところによると、本部役員合同で、両町合同と書いてあるんですけど、そのために合同で審議されたということも聞いておりますが、決定されなかったのか、その辺ちょっと聞かせてもらえればと思うんですが。</p>
宮本（分科会長）	<p>消防団の取扱いの消防団の組織等につきましては、これまでに両町の本部、それから事務局等で会議を持ちまして、組織等につきましていろいろとご意見を聞かせていただきまして、その意見につきまして幹事会の方で報告を申し上げたところでございますけれども、再度幹事会の方からも第三者機関を設置して、そこで意見を聞いて調整するべきではないかということになりましたので、再度ここへ上げさせていただきますような状況でございます。</p>
小寺（議長） 足立委員	<p>足立委員、どうぞ。</p> <p>足立です。大河内の方のことははっきりわからないんですけど、神崎町の消防団におきましては、団長も務めさせてもらった関係で知ってるんですが、神崎町においては町長を中心に行政のバックアップが整っておるわけです。それによってやっぱり消防団員の方もやる気というんですか、起きて、なかなか県下でも有数と言われるぐらいになっておるところであります。財政的には大変厳しいとは思いますが、自分のお金を使ってまで今の若い子はまずボランティアというんですか、そういうようなことはなかなかしてくれません。ですから、今後、今の神崎町の体制、最低でも体制ぐらいは応援してやってもらいたいと思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 足立委員 小寺（議長） 足立（会長）	<p>以上です。</p> <p>ご意見として……。</p> <p>まあちょっと会長の方でありましたら……。</p> <p>会長の方からね。</p> <p>それでは、会長ちょっとお願いします。</p> <p>今回につきましては、一応第1回等についてはいろいろ議論の結果、提案があったんでありますけれども、やはり公益性の問題とか、そういったものに若干逆行するような提案があったということがございます。また、関連等につきましては、これまで消防の再編整備を提案をして、そしてかなりの期間につきましてこれが定着し、そのことが今の神崎町消防団につながっているというような実態もあるわけでございます。こういったことがもう少し提案に入っているのかというふうな期待はいたしておたのでありますが、そういった部分が入っていないということで、結果的には両町が折り合うことができない状況があったのかなあというふうに思っておるわけでありまして、</p> <p>そこで、これにつきましては、消防団の経験者も入らなくちゃなりませんけれども、しかしもう少し大きい、広い意味で協議機関、いわゆる審議機関を作って答申を得ると、そのことによって実行していくということの方がいいんじゃないだろうかという結論になったと思います。したがって、今足立委員がおっしゃったことも踏まえて、また今日ご指摘をした皆さん方の思いもあると思います。特に、今回も台風等で消防団、安全・安心の町政につながる消防団のあり方という大変大きな問題があると思うんです。そして、役割も非常に大きいということから、2町間の全体的合意がふさわしいんじゃないかなあと、このように思っております。</p>
小寺（議長）	<p>ほかにどなたかございませんか。</p> <p>高内委員、どうぞ。</p>
高内委員	<p>大河内の高内です。自主防災組織についてちょっと意見なり要望しておきたいんですけども、神崎町さんの活動は私もわかりません。しかしながら、大河内町は阪神・淡路大震災の後、県の指導というのか、要望によりまして約1年半ほどかけて自主防災組織を立ち上げまして、今6年目を迎えておるわけなんですけども、その間に2回の、ここにも出ておりますように、ミニ防災訓練を実施いたしました。そしてまた、今年度は長谷地区を中心に11月14日に防災訓練を実施をしようという計画で今進めております。そういうような中で、事務局長が大変私のところは熱心にいろいろな啓蒙活動、そして月に1回</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 足立（会長）</p>	<p>載せております町広報にもそういったもので啓蒙もしておりますし、その間いろいろな研修とか、そういった県の要望とか、そういったものの事務をやってもらっておるわけなんですけども、これが全くのボランティアでやっております、今現在は。しかしながら、こういった活動をするということは、全くそういった方に無報酬でいいんかどうか。私も会長をしとる中で大変今苦慮をしておるときでございます。我々は別に毎日出て行って事務的なことをするわけじゃないんでそれはいいんですけども、やはり事務局長となりますと大変行事もあろうかと思うんで、今現在45万円町から補助をいただいておりますんですけども、ほとんど活動費等で消えてしまうわけなんです。それで、今度は2町合併になりますと構成的な範囲もたくさん広くなりますし、そういった中でやはりそういう仕事をしていただく方に無報酬ということは、いかに自主防災といえどもちょっと酷なんかなあと、このようにも思っておりますので、こういった答申にはそういったこともお願いしておると思うんですけども、その辺の考え方には神崎町さんが今後も大河内町と同じような組織というようなことも書いておりますけど、現実的に大変活動していくんに難しいと思います。協議会の中で会長なり担当がどのように考えておられるか、その辺をご説明願いたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>会長、申し上げます。</p> <p>今回の災害で勉強しておるわけでありましたが、もう消防団の団員では守ることができない。特に、水防なり、あるいはまた避難の問題もございしますが、こういったときにはやはり自主防との連携をいかにうまくやるかということが非常に大事だなと、このように思います。また、両町が大きくなりまして本部が1人とか、あるいはまた支部長が1人になるとかといった問題は、これはまあ災害についてはもうトップダウンしかございませんので、トップの判断が非常に求められるところが出てまいります。そういったときの今後の防災体制のあり方というのは大変重要なポイントになりますんで、これはやはり自主防のあり方についても、大河内町さんではそういった形が出ておるわけでございますが、神崎町はそれぞれの地域で区長さんがリーダーとなって自主防を立ち上げていただいておりますので、この辺につきましては、大河内方式というように書いておりますが、最も活動がしやすいという状況をいかに作っていくかということでございしますので、意見につきましては参考にさせていただくということで、今はその辺でお許しいただきたいと思いますが。上野町長さん、何かござい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長）	<p>ましたら。</p> <p>今高内委員さんから発言があったように、大河内町では本当に自主防災組織が事務局長が本当に献身的にやられている中で、理想的な活動がされとんではないかなというふうに認識をいたしております。</p> <p>少し話は変わるんですが、この合併議論の中で地域協議会とかそういう組織の問題も今議論になっておりますけども、まさしく自主組織においては事務局を担う方によってその活動の成果なり活動内容が規制をされていくということにつながっていくのではないかなというふうに思います。今、大きく地方分権の中で、そういうふうな自主組織の確立というんですか、そういうことが一つの大きな問題、テーマとして提起をされているというふうに思いますので、そういうことも踏まえながら、地域で自主的な活動が、そして成果が発揮をできるような、そういうふうなことが議論されていくべきではないかなというふうに思ってます。</p>
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>日和委員、どうぞ。</p>
日和委員	<p>大河内の日和です。資料では5ページになりますが、自主防災組織についてでございます。この中の防災資機材の配備についてでございますが、大河内につきましては基本的には町独自でやると、町単でやるというそういう内容であります。その中で第3支部につきましては上小田が資材置き場、倉庫がございます。資機材倉庫が整備されておりますけれども、第3支部の中で上岩から南小田までについては、今南小田の方に仮置き場という形であるようでございますが、この上岩から南小田にかけての計画というのがあるのでしょうか。あればその進捗状況をお聞きしたいというふうに思います。</p> <p>そして、その関連でございますが、こういう資材置き場、土のうも含めましてですが、そういうものを置いている場所につきましてはできるだけ情報公開をお願いしたい。そういう意味では、神崎町さんは、今回ここに上がってますのは一定の基準以上を上げておられますから載っていないのではないかなと思いますけれども、できれば参考といった形で情報公開をお願いしたい。土のうがどこにあるのかと、また資機材がどこにあるのかというのをできるだけ多くの機会をとらえて情報公開をお願いしたいなと思います。当然広報等でされているとは思いますが、あらゆる機会をとらえて情報公開をしていただきたいというふうに要望いたします。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
佐古（副課長）	<p>以上2点、お願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>1点目の上岩から南小田の中で資機材倉庫が1カ所ということでございます。今後の計画ということでございますが、現在のところ計画というものは立てておりません。と申しますのは、この支部というのが、特に第3支部と申しますのはかなりエリアが広がっております。エリアが広がっておりますが、組織の世帯数または人数、そういったところで、また危険箇所とか、そういったものを考慮いたしました結果、今のところ十分とは言い切れませんが、町全体を見ますと一応の整備はできておるのではないかとこのように思うとります。</p> <p>以上です。</p> <p>あと、土のうの件でございますが、土のうの砂を置いておるのは、日和委員のお近くの第3支部の倉庫のところと1カ所、それとあと第1支部、新野のところと1カ所、それだけでございます。それと、あとそれ以外につきましてはそれぞれの消防分団の方において随時整備をしていってくださいということをお願いをしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
宮本（分科会長）	<p>神崎町の場合の倉庫でございますけれども、神崎町は各公民館等につきまして、その横に資機材の倉庫を設けております関係で、多分そこらの中に各区の自主防の方は何が何ぼあるとか、そういったことが多分確認されておると申しますけれども、今後につきましても広報等で情報公開をさせていただきたいと考えております。</p>
小寺（議長）	<p>日和委員、どうぞ。</p>
日和委員	<p>大河内の日和でございます。先ほどの第3支部の上岩から南小田につきましては、南小田に仮置きになってるんですが、それはそのままだということでございますか。</p>
小寺（議長）	<p>副課長、どうぞ。</p>
佐古（副課長）	<p>現在、その資機材倉庫の整備ということでございますが、この計画についても将来的には、当然ながら第3支部のみが資機材倉庫がございませんので、今後については合併までに調整はさせていただきたいというようなことは考えております。</p>
小寺（議長）	<p>ほかに。</p>
高内委員	<p>正城委員、どうぞ。答弁、答え。</p>
小寺（議長）	<p>いや、今の関連で。</p>
小寺（議長）	<p>ああそう。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
高内委員	<p>それでは、自主防災の関係で、高内委員、どうぞ。</p> <p>今日和委員さんの中の問題ですけども、上小田に倉庫を設置させていただきまして、そういう中で南小田にあるということはあとの4集落の中でちょっと不均衡ということで、今本部として、宮野か高朝田、どっかに倉庫を設置する場所があれば、提供していただければそういったところに設置したいという計画を持って本年度の本会議に提案をしておりますので、今課長の方が言いましたように、できるだけそういった均等のできるような方向を本部もっておりますので、よろしくをお願いします。</p>
小寺（議長） 正城委員	<p>それでは、正城委員、どうぞ。</p> <p>済いません、大河内の正城です。今、資機材の倉庫のことにつきまして、上小田なんでちょっとお尋ねしますけれども、資機材も整備したというように書いてあるんですけども、これ前に私ちょっとウォーキングでおりたときにはまだ入っていないということで、ほいでかぎもかかってて見られないということだったんですけども、入ってるんでしたらどんなものが置かれておるかということと、それから非常時にすぐにあけられるような体制にしていくのか。かぎがかかっていて、だれがかぎを持っているのかわからないような状態では役に立たないということになりますわね。そういう情報の提供ということもしてほしいと思います。</p> <p>それから、非常食のことなんですけれども、前に前年度に上小田でミニ自主防訓練を行いまして非常食体験で、第1回目の非常食体験だったと思うんです。大変おいしくて、便利がいいもんでしたんですけども、4年が賞味期限だったと思うんですね。5年過ぎたらそれはどうなっているのか、それまでにいろいろと使われて利用されているのか、そういうことをお伺いしたいと思います。</p>
小寺（議長） 佐古（副課長）	<p>佐古副課長。</p> <p>まず、1点目の倉庫の上小田の資機材倉庫でございますが、この場で申し上げていいのかわからないんですけども、資機材倉庫に行っていたら番号を合わすかぎになっております。そのかぎの番号がだれが見てもわかりやすいというところには表示をとるんですけども、それを言いますとまた泥棒に入られても困りますので、また後から個人的にご説明を申し上げさせていただきたいと思います。</p> <p>その次に、もう一点、非常食の関係でございますが、昨年度、ちょうど上小田の方でミニ防災訓練を実施させていただいたときに、5年</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
正城委員 佐古（副課長）	<p>を経過する1年前のものを非常食という形で皆さんにそういった形で試食をしていただきまして、今年度も、高内委員さんの方が申されましたように、長谷小学校区の方でミニ防災訓練を実施いたします。その際に、また5年を経過するまでのものを町の方から提供させていただいて、そして不足分については自主防の方で購入していただくという形をとらせていただいております。したがって、5年経過したものについてはほかすということじゃなしに、そういった形で活用ということを考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>濟いません、もう一点……。</p> <p>それと、入っている資機材でございますが、その資機材につきましては、それぞれの支部に置いております資機材と同じものでございますが、例えば発電機、大きなものでしたら発電機、それとかチェーンソー、そういったものが入っております、小さいものであればスコップ、ジョウレンとか、それからミイですね、一輪車とか、それとあと給水のタンクとか、そういったものをもろもろ、合計いたしますと十何点、約20点近くのものを整備いたしております。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長） 高橋委員	<p>高橋委員、どうぞ。</p> <p>神崎町の高橋です。この資料の中に団員の危険とかに保険を掛けてやるとか、補償関係がどのようになってんかちょっとお尋ねしたいんですけど、火災があったり、あるいは防犯の出動したり、消防団員等、また自主団員等のその辺の掛けるところをどういうふうにするのか、ちょっとお願いをしたいと思います。</p>
小寺（議長） 宮本（分科会長）	<p>宮本分科会長、どうぞ。</p> <p>消防団員はもちろんのことございまして、また住民の方に対してもそういった自主防で出役されてけが等をされた場合につきましても保険に入っております。はい。</p>
高橋委員 小寺（議長） 宮本（分科会長） 高橋委員	<p>その際に掛金は、町の方で入っていただいとんですか。</p> <p>宮本分科会長。</p> <p>はい、町の方で入っております。</p> <p>ああそうですか。</p>
宮本（分科会長） 小寺（議長） 足立（会長）	<p>はい。</p> <p>会長、どうぞ。</p> <p>若干大河内町と神崎町との自主消防の考え方も異なっておるようでございますので、この辺はやっぱし委員会の方で十分意見の統一をし</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>て、本日の提案は大河内町の例によるということになっておりますが、これはやはり消防団とそれから自主防との一体性というのは絶対欠かすことができませんし、我が町におきましても資機材についても、あるいはまた原材料につきましても、資機材についてはそれぞれの自主消防で管理していただいておりますが、その他の原材料については消防団の消防主任の方で、担当課の方で管理をいたしております。要は、団員が非常に不足していた段階において自主防の出でいただく役割が非常に大きいということ、総合力で物を考えるということ、あるいはまた地区の応援ができやすい消防体制、そういったものを少子・高齢化の中でいろいろ組み合わせて考えていかないと、そしてそれが常態化する、常に一定の姿を作っていくという、常態化するということがこれから求められますので、多くの知恵を絞っていいものを作り上げていくことが大事であろうというふうに思いますので、今後精力的に検討をしてまいりたいと思います。</p>
佐古（副課長）	訂正があるんで。
小寺（議長）	訂正。どうぞ、訂正をお願いします。
佐古（副課長）	<p>済いません。失礼いたします。お手元の資料の8ページのところでございますが、その中で大河内町の方でその他の（3）「施設、機械（車両含む）にかかる燃料費等消耗品については、全額町負担」となっておりますが、これは消防の分団負担ということでご訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。</p>
小寺（議長）	<p>8ページのその他の分の大河内町の（3）の「施設、機械（車両含む）にかかる燃料費等消耗品については、全額町負担」と書いてありますが、これは全額分団負担に訂正をお願いをいたします。</p> <p>大体質疑が出尽くしたようで……、ありますか。はい。</p> <p>上垣委員、どうぞ。</p>
上垣委員	<p>大河内町の上垣です。7ページなんですけども、比較表の上から2番目の比較表で、神崎町さんの、あ、3番目ですね、設備計画のこのいわゆる機械の更新の件なんですけども、これは今後調整される件につきまして、私のこれ個人的な意見なんですけども、神崎町さんでは年数をもって更新をされるという表現になってますけども、これにつきましては一応更新する一つの条件として一応耐用年数を決められておくのはいいと思いますけども、あとの条件としまして老朽度とか、いわゆる修繕費等を勘案して更新の理由というか、その辺を基準に設けてもらったら経費節減等にもつながるんじゃないかと思っておりますので、その辺を何とか調整を図ってもらえたらと思っておりますが、これは私の意見で</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>す。</p> <p>今後の調整方針の中でのひとつご意見ということでございますので、参考にしていただきたいと思います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>大体出尽くしましたので、以上で質疑を打ち切りまして、採決に入りたいと思います。</p> <p>協議第50号消防団の取扱いにつきまして、原案どおり賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第50号消防団の取扱いにつきましては、原案どおり可決されました。</p> <p>以上で本日提出の協議事項3件はすべて承認されました。</p> <p>引き続きまして、市川町の合併協議会参加申し出につきましての会長及び副会長の説明をお願いするんですが、ちょっと10分ほど休憩をいたします。再開を16時30分といたします。10分の休憩いたします。</p> <p>午後4時21分 休憩</p> <p>午後4時31分 再開</p>
小寺（議長）	<p>再開いたします。</p> <p>市川町の合併協議会、正式の参加申し入れが18日に届けられましたので、それを受けましての会長、副会長からのご説明をお願いいたします。</p> <p>まず、足立会長の方からお願いいたします。</p>
足立（会長）	<p>前回新聞での報道でのコメントを私なりにお話をさせていただきましたが、最前ごあいさつで申し上げましたように、10月18日に市川町から正式に申し入れ書がございました。合併協議への参加申し入れ書でございますが、こう書いております。「国の三位一体改革が進む中で、地方交付税の大幅な減少など、地方公共団体を取り巻く状況は一層厳しさを増しており、多様化、複雑化をする行政事務に的確に対応していくためには、合併による規模等のメリットを生かした広域的な行政運営が必要となっております。このような市川町を取り巻く厳しい行財政状況と、これまでの神崎郡の歴史的経緯、組合を通じた3町の兼ね合い等を考慮し、神崎町と大河内町の合併協議への参加を申し入れさせていただきます。神崎町・大河内町合併協議会において、既に新町建設計画策定に係る協議等が進められていることは承知して</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>おりますが、本町を取り巻く状況等をご理解いただき、神崎町、大河内町及び市川町の3町による合併の可能性についてご検討いただきますようお願い申し上げます」ということでございます。</p> <p>私は、まず神崎町は2町合併に取り組むに当たりまして、町民の皆さん方の説明として、法定合併期限内3月31日までに合併を目指すためには、神崎町、大河内町、そして市川町、3町ではこの調整が期間的には困難になる、できないという一つのことと、それから社会資本の整備の状況が大きな差がある。こういったことから、法定合併期限内を目指すためには、大河内町との2町合併を目指す方策しかないということで、町民の説明会をしてきたわけでございます。</p> <p>そこで、大河内町、神崎町を見ましても、財政力指数は大河内町については非常に財政力が強いわけでありますが、神崎町は残念ながら非常に財政が厳しいということも町民の皆さん方にご説明を申し上げてきておりますが、社会資本の整備という面においては、ほぼ似通っております。今後2町間において大きな投資の必要性は比較的少ないであろうと。また、大河内町につきましても、財政力は非常にいいわけでありますが、しかし関西電力のいわゆる譲渡については、やはり固定資産税が減額といたしまししょうか、低減せられる状況にあって、やはり交付税にある程度頼らなくてはならない状況が参ります。したがって、管理的経費の圧縮するという一つの方法ということで、2町間合併を進めるということで、住民の皆さん方の合意をいただいたということでございます。</p> <p>そこで、今回市川町からのお申し入れがあったわけでございます。私といたしましては、財政的には非常に厳しい状況の中で、市川町が本町に申し入れされることにつきましては理解をし、また広域行政の状況等々から判断をいたしまして、これは内部的に検討をさせていただきますというふうにはお答えを申し上げております。だがしかし、私がこれまで町民の皆さん方に説明をしていたその根拠が、3町による合併協議を一から進めておりますと、法定合併期限内の合併ができないであろう。あるいはまた、社会資本の差が大きいということについて、その部分が今回の3町合併の障害になっておるわけでありますから、それがクリアされる状況が作られるということが大前提ですよと。しかも、そのことが機関決定、いわゆる市川町の全町的同意を得ていただくということが大変重要でありますよというふうに申し上げてきておるわけでございます。そこで、7つの提案をいたしまして、基本的にはこれまで神崎町と大河内町がここまでかかって積み上げて</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長）	<p>きましたこの問題をすべて肯定していただくと、基本的には肯定していただく、尊重していただくというふうになっておりますけれども、そういうことを強く申し上げておるわけでございます。</p> <p>しかしながら、将来的には少子・高齢化の進む中で、このような状況がさらに厳しくなってくることは当然でございますし、そうしてまいりますと、やがては神崎、大河内、市川の3町合併のみならず、神崎郡を一体となった合併は、当然将来的には必要というふうに考えられますし、私は当初から神崎郡一本の合併は、これはもう理想だというふうに申し上げてきておるわけでございますから、やがてはそういった状況になるということの中で、市川町が今回申し入れられたことについては、非常に財政的な状況から考えますと理解ができるというところでございます。</p> <p>そこで今後、町民の皆さん方にこのことを十分ご説明を申し上げる中で、住民の合意が得られれば、そうすれば12月の議会に提案をさせていただき、議会の判断を仰ぎたい、このことについては合併協議会を設置するか否かの判断を求めるということでございます。現在のところでは、そういう状況でございますので、私の考え方を申し上げた次第でございます。</p> <p>続きまして、私の方から今回の市川町の申し入れに対してのことについてご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>18日に申し入れを受けましてから、10月20日の日に全員協議会、そして合併問題調査特別委員会で考え方を示させていただいて、その場でいろいろご意見をいただきまして、そのご意見をいただいたことをさらに補強させていただいて、10月21日に区長会でまたそのことを説明させていただきました。それで、その10月21日の区長会で説明をさせていただいた資料に基づいて、読み上げながらご説明をしたいと思っております。ただ、全文を読み上げますと非常に時間がかかりますので、これは大河内町のホームページの中に掲載をしておりますので、全文についてはまた見ていただきたいというふうに思います。</p> <p>まず、大きなタイトルとしては、「平成の市町村合併における判断」というふうなタイトルにさせていただいております。といいますのは、神崎町の足立町長は法定期限内に神崎・大河内の2町合併を目指すということで今回取り組まれてきましたけれども、私は第1回の合併協議会の設立のときに、あるいは大河内の議会において、2町の法定協を立ち上げるに当たっても、法定協を設置をしながら、その中で</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>合併の是非も含めて検証していくことである、そういうふうに申し上げておりましたので、うちは2町合併のみならず合併の是非、あるいは枠組みについても大きな判断、それを考え方としてまとめさせていただいておりますので、そういう意味で聞いていただきたいと思います。</p> <p>まず最初に、「はじめに」ですが、住民の皆様には唐突な感がしたと思いますが、10月18日に市川町尾崎町長、河藤議長より神崎・大河内町の合併協議への参加申し入れがありました。</p> <p>私は、神崎・大河内町2町による新町建設計画及びその財政シミュレーションを大きな一つの判断材料として、合併の是非・結論を示したいとしてまいりました。その中で市川町の申し入れであり、本当に唐突な申し入れだと思われると思います。さらに、合併特例法適用期限内での議論としては限られた時間しかありませんが、申し入れは真摯に受けとめて、十分な議論をご理解をお願いしたいと思います。また、できる限り住民合意を図る努力をいたしたいと考えています。</p> <p>2で、「これまでの取り組み」で、ここ少し長いんで前文は省略をさせていただきます。平成の合併は法律的にはあくまでも個々自治体の自主的合併となっておりますが、基礎的自治体1万人要件の議論、また小規模自治体に手厚く配分されてきた地方交付税段階補正の見直し、三位一体改革（補助金削減、税源移譲、地方交付税削減）、そして合併を特例法期限内に行えば財政優遇措置を行うなどのいわゆるあめとむち、兵糧攻めと言わざるを得ない内容となっております。</p> <p>私は以上の点を踏まえ、これまでの検証結果から、単独での町政運営は単年度で約4億円（これは不確定で、三位一体改革の状況によります。甘い見方をすれば、2億円前後の赤字）ほどの赤字の解消が必要であり、困難であると考えています。2町合併でも厳しい見方をすれば、2億円を超える赤字も想定でき、財政基盤の確立・強化と言い切れないと考えています。</p> <p>よって、財政面より合併を前提に考えるならば、より広範な合併、2町よりは3町、3町よりは4町、神崎郡5町合併が望ましいと現在は考えています。</p> <p>3として、「市川町を含めた3町合併について」ということです。</p> <p>そのような中で、合併新法が本年5月に制定され、平成17年4月に施行されます。都道府県知事は、市町村の合併に対し、あっせんや調停、勧告をできることとなり、神崎郡の現状を考えた場合、いずれ市川町を含めた郡広域合併の構想が県知事から示されると考えます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>法律的には、あっせん・調停・勧告ではありますが、真摯に受けとめる必要があります。</p> <p>市川町の下水道を初めとする社会資本整備の遅れは、今後大きな住民負担となります。合併特例債事業は、文字どおり各町間における格差是正を行うことが目的の有利な起債事業であります。合併特例債適用期限内の市川町を加えた合併が、結果的に大河内町の住民にとっても将来の財政負担とならないことと考えます。</p> <p>また、今回の三位一体改革で補助金が削減をされて税源移譲されますが、それは自治体の人口に対して所得譲与税として移譲されます。市川町は神崎・大河内町の人口約1万3,000人を上回る約1万5,000人です。この点からも、今回の三位一体改革は小規模自治体・大河内町にとりましては、厳しい結果だと言えますし、市川町の人口要件は大きな財源の要素だと言えます。</p> <p>ちょっと省略を、中抜きをさせていただきまして、このたび市川町から大河内・神崎両町に対して合併協議の参加申し入れをいただきました。ご承知のとおり、3町は神崎郡北部行政事務組合、神崎郡北部病院事務組合を構成いたしております。3町の合併の議論は、当然あってしかるべきでありましたが、3町のそれぞれの事情により現在に至っております。</p> <p>よって、今回の市川町の申し入れに対して私は、将来的には神崎郡の広域合併に対応する一段階として、合併特例債適用期限内の市川町を加えた3町合併を提案したいというふうに考えています。</p> <p>それから、これはちょっと大河内町のことになりますんで省略をさせていただいて、4番目の大きな項目として、「3町合併を合併特例債適用期限内になし得るために」ということで、合併協議は法定協議会を設置をしてから最低14カ月が必要とされています。今回、市川町を加えて一からの協議を行うことは不可能であります。よって、基本的には、神崎・大河内両町が行ってきた合併協定事項及び新町建設計画に従ってもらうこととなります。</p> <p>また、市川町の財政危機突破工程表によりますと、上下水道整備の推進と類似団体比較による人件費削減、保育所統合など行政改革課題、税・住宅貸付金などの滞納・回収・整理などがうたわれています。これら一定の行政事務、行政格差を新法による5年間の合併特例区の中で改善することなどが考えられます。</p> <p>それらを踏まえて、市川町を加えた法定協議会設置に当たっては、前述の内容などを確認事項、覚書として締結して、3町の基本認識を</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>一致とし、取り組みを進めたいと考えています。</p> <p>なお、神崎・大河内町は、基本的に「新町」として統一した立場で市川町との合併協議に対応することを足立神崎町長と確認をいたしております。今後、このような状況を踏まえて、11月中を目途に、神崎・大河内町2町の新町建設計画の説明とあわせて、3町合併に向けた集落説明・懇談会を開催させていただき、ご理解を求めてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>なお、この懇談会の時期も、ほぼ神崎と同時期に開催をしていく予定で調整をいたしております。</p> <p>以上です。</p> <p>大変どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま正・副会長から経過説明とそれに伴いますお考え等についてのご意見がありました。そのご意見等を踏まえまして、委員さんの方で何かご意見等がありましたら、勝手にちょっと今日は時間をちょっと制限させていただきたいと思えます。さらにもう一時間増やしていただいておりますしということもございしますので、できれば17時15分ぐらいまで、約30分ほどでひとつ協議をいたしたいと思えますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、ただいまよりご意見等がありましたら。</p> <p>藤原鉄也委員、どうぞ。</p>
藤原（鉄）委員	<p>神崎町の藤原です。先ほど上野町長さんから説明を聞かせていただいたんですが、これまで2町合併についていろいろと今日まで時間を費やしてきた中で、まださわやかな、心底から2町が心合わせて合併するというふうな姿勢は、私どもが感じ取ってないわけなんですけど、今説明を聞きますと、3町の合併は内容的に非常に積極的なお話があったわけなんですけど、これは何か思惑か成算があたりなんでしょうか、お尋ねしたいと思います。</p>
小寺（議長） 上野（副会長）	<p>上野副会長。</p> <p>今の説明をさせていただきましたように、特に私は今でも思ってるんですけども、財政的に許すならば単独でやっていきたい。そういう小回りのきいたまちづくりというのが基本であるというふうに今も考えています。その中で、財政的な部分を中心にいろいろ判断をしてくる中で、平成16年度にいわゆる三位一体改革が出ましたし、16年度の地方財政計画では平均のマイナス12%の交付税の削減ということが出てまいりました。その中で先ほども申しましたように、今2町の新町建設計画並びに財政シミュレーションが事務方に一任をいただ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 藤原（鉄）委員</p>	<p>いて、県等含めて協議をいたしてるわけですけども、その中でいわゆる大河内町ではこの三位一体改革をどのように反映をして、どういふふうに財政シミュレーションしていくかというような中で、1案、2案、3案というような物の考え方を整理をいたしまして、1案というのは平成16年度の三位一体改革をそのまま将来にわたって推移をさせるというものでありまして、2案につきましては、三位一体改革が引き続き16年度、17年度、18年度とされていくような、そして3案については、地方交付税の原資が必要額の今の約半分ほどしかありませんから、そこまで減らされていく案、こういう3つの案が考えられるということで、そういう検討をしてきたわけです。</p> <p>そして今、県との協議の中での新町建設計画については、基本的に1案による考え方になっています。ただ、1案よりは厳しくなっておりますのは、地方交付税の段階補正というものの考慮をされておりまして、それが年間1,000万円減ると、そういうふうなシミュレーションされておりますけども、ほぼ1案どおりのシミュレーションやというふうに思います。それで何とか16年間財政運営やっていけますよというふうになってるわけですが、今日の神戸新聞にも出ておりましたように、いわゆる三位一体改革の地方6団体が小泉首相から言われて提案した内容が、各省庁間のいわゆる省庁利益を守るといいますか、そういうふうな中で暗礁に乗り上げてるといふんか、なかなか地方6団体の要求が通らない状況になっているということも含めて、財源移譲のあり方そのものが大きく動こうとしておりますし、またその中で財務省の谷垣大臣は2006年度までということですから、17年度、18年度でさらに地方交付税を6兆円から7兆円削減するというふうに言っていますから、私はそういうことになれば、基本的に1案のシミュレーションでは財政計画は成り立たない、そういうふうと考えています。</p> <p>ですから、厳しい見方をすれば、新町の建設でも初年度から2億円なり3億円というような赤字が発生をするのではないかな、そのぐらい厳しく見ていかなければいけないのではないかなというふうに考えているわけです。そういうふうな中で、スケールメリットというようなことを言えば、2町よりは3町、3町よりは4町というようなことになるのではないかなというふうになら今考えています。</p> <p>以上です。</p> <p>藤原鉄也委員。 重ねてお尋ねいたしますが、2町よりも3町とおっしゃる前に、1</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長） 藤原（鉄）委員 上野（副会長） 藤原（鉄）委員	<p>町よりも2町ということで.....。</p> <p>当然、当然そういうことです。当然そうです、はい。</p> <p>そこが私は理解いらないんですよ。</p> <p>当然そうです。</p> <p>メリットは随分あるはずなんですよね。それからさらに、3町、4町というふうに段階を踏んでの考え方ですね。今日までシミュレーションをいろいろと財政面でされてきた。そして、検討に検討を重ねて今日まで話を積み上げてこられておるのに、今回市川町の申し入れに対しては、そういうことを一切抜きにして、積極的な姿勢を示されてるということに対して私はなぜかなということをおもっているわけです。その辺の説明をひとつしていただきたいと思います。</p>
小寺（議長） 上野（副会長）	<p>上野副会長。</p> <p>今ご指摘があったように、1町より2町、2町より3町と、こういう順序です。それで、その2町のメリット云々について、この9月議会でしたか、うちも兎島議員さんの質問のときに、いわゆる今考えられるメリットはどういうことやということで、具体的に数字を挙げまして2町による財政効果についてはご説明をさせていただきました。その部分については省略をさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
小寺（議長） 藤原（鉄）委員	<p>藤原委員、どうぞ。</p> <p>重ねてお尋ねいたしますが、今市川町の申し入れに対して非常に積極的な姿勢で検討されておりますけど、今まで2町で新町建設計画を練り上げて、それに市川町が人口は2町よりも多い町なんですね、そのまんまのみ込んでくれるというふうなことについては、非常に甚だ疑問に私は感じるんです。ですから、今余りにも前倒しのような積極性を出されたら、回答されてることについて、今日まで神崎町と大河内町で議論してきたことは何だったんだと。その今町長さんのおっしゃられるようなそういう姿勢だったら、神崎町民、本当に怒ってしまうと思うんですよ。非常に心外ですよ、私たちも。ですから、それだったら今まで神崎町との2町との間でも何だかんだとぎくしゃく今日までしてきた、そのことについて市川町も同じような手順を踏んでやられるんならわかりますけれども、今まで神崎町と2町との間でやってきたこととは全然もう飛んでしまったようなことで、先方にそういうお話を示される部分については神崎町民としても私は納得いかないと思うんです。もしそれが市川町との申し入れに対しての合併がスムーズに進まなかったときはどうされるんですか。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 上野（副会長）	<p>上野副会長。</p> <p>そのことについても、私ところの全員協議会、特別委員会で同じような質問がありました。そのときにお答えさせてもらったことと同じなんですが、今は非常にそれこそ時間がない中で、しかも何らデータとしては今のところ市川町からないわけですから、そういうふうな中で大きなつかみの中でのいわゆるスケールメリットだけで今は議論をさせていただいておりますので、非常に無理がある議論になってるんじゃないかなということも思ってるわけですが、その中で先ほども言いましたような、いわゆる財政状況をもとに、できるだけ財政が健全運営できるような3町合併の方がいいんじゃないかなというふうに考えています。</p> <p>以上です。</p>
小寺（議長） 藤原（鉄）委員	<p>藤原委員、どうぞ。</p> <p>重ねて、それならば大河内と神崎の2町の合併を是非実現させますという確約をしていただけませんか。今日まで町長さんからはそういう非常にさわやかな気持ちでの合併に対する意思表示は私たちは見聞きしておりませんから、非常にそこまでスケールメリットを追っての、将来シミュレーションも含めたそれほど検証されると思われとるんだったら、今日まず2町の合併を確約してほしいと思います。いかがでしょうか。</p>
小寺（議長） 上野（副会長）	<p>上野副会長。</p> <p>今の段階で私が確約をすることはできないというように思います。といいますのは、大河内町の議会に対してもそうですし、住民に対しても、ある段階では一定の方針を、意見を聞きながら、そしていろいろな状況を見ながら、方針提起をさせていただきたいと思っております。時間がそれこそタイムリミットもありますから、そういうふうにいると言ってきました。その中で、議会に対してその考え方について説明をさせていただいておりますけども、このことで議会とまだそういうふうな意味での一定の決着といいますか、そういうのも見てませんし、あるいは区長会についても説明をさせてもらったところだし、住民の皆さんに対しても今から説明をしていくということですので、この中で2町合併を確立するというふうには、まだ私としては言えないというふうに思います。ただ、これまでうちの議会の中でも言ったんですが、特にその電算機の納入のときに言ったんですが、2町合併を基本としながら、3町なり4町なりということも可能性としては追求をしていきたい、そういうふうなことも申し上げてまいっておりま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 藤原（鉄）委員</p> <p>小寺（議長） 立石委員</p>	<p>すので、そういうふうなご理解をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p> <p>藤原委員。 これほど神崎町民を無視された行動、発言、私は非常に遺憾です。 以上です。</p> <p>立石委員、どうぞ。</p> <p>両町の皆さん、そして両町の町長さんを前にして、こんなめったにご意見するという機会がないもんですから、私の思いのほとんどの部分は、ただいま藤原委員さんが述べていただきましたんで、ちょっと私は私なりに角度を変えて、ちょっと上野町長にお聞きしたいと思います。</p> <p>先ほどは得意の饒舌に任せているんなことをおっしゃいました。しかし、議会という名も出てきましたけど、ここ数回にわたって、実は私も大河内町議会で合併特別委員長を仰せつかっております。その中でも数回申し上げたんですが、要はこの問題について上野町長のスタンスというのは、私の記憶する範囲、いろんなことを聞く範囲、まず合併問題は反対から入られる。その次に、慎重論に変わってきた。その途中で出てくるのは、今日も念押しされたように、私が検証してですね、検証して判断を下すということになりました。次の段階、ごく最近ですが、検証という言葉が飛んでしても、次は模索に変わりました。模索をした結果ということが、今度の3町申し入れのところに言葉として変わってきておるわけなんですね。今回3町正式申し込みによって、いわゆる従来の物の考え方と評価基準を3回ぐらい回ってまた180度違うぐらい方向転換をされてきた、こういう事実はみんな知ってうわけなんですね。住民の皆さんだれに聞いても、こういう説明をいっぱいしてきた。全町回られとるわけです。時間がない時間がないということを再三言われますけれども、当初の段階で時間がないというのは初めから言われた。だから、住民の皆さんに十分な資料を提供して、皆さんに理解をしてもらうんじゃということで回られたわけです。そらそれでええわけなんですね。じゃあ、その現在に至るまでの間に、昨年から今日に至るまで検証した結果をなぜもっと早く住民の皆さんに、これでは大河内町はやっていけないのですよという話を私はするべきやと思うんですね。だから、議会でも申し上げました。町長さん、あなたは住民にいろんなことを説明して回りながら、検証結果についてまだ説明ができてないんじゃないですかと。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 上野（副会長）</p>	<p>この際、いろんな三位一体改革や3兆円の話やとか、あめとむちの話はあったとしても、実はいろいろ検証した結果、どうしても1町では将来にわたって生き延びることはできません。そのためにはあなた、頭丸めて住民の前でとりあえず説明しなさい、こういう話をさせていただきました。今日はその話が全然出てない。じゃあ、検証検証と言い続けてきて、この3町合併がどうんの、もう申し入れがあったときに、じゃあ我々はその市川町の財政状況であるとか、社会資本の整備がどの部分が遅れとんのか、あるいは隠れ負債があるのかないのかというようなことをやっぱりつまびらかにして、そのことの検証をしてもろて、やっぱりそれがほんまに長い将来にわたってのスケールメリットがあるんなら、そういう方向に進んでもらったらいいんですけど、やっぱりそう簡単には住民は納得しない。自分の考えが変わった、流れが変わった、言葉巧みに住民に説明された。一番ばかを見るのはやっぱり住民ですよ。今藤原さんがおっしゃったように、神崎町の皆さんにもそうですし、私とこの町民の皆さんにも、こら一体住民愚弄しとんのかと、こういうことになるんですよ。</p> <p>だから、今回の申し入れに対しても、十分情報を、一番得意とする情報の提供という部分で住民の意見をしっかりと聞いていただく。そして、議会を含めた、住民を含めた、そのことの検証というのはかっちりやっていただきたいと思います。別に答えを求めようとは思いませんけれども、ここ取り組んだ一つの区切りとして、私も一言私の思いだけ述べさせていただきます。</p> <p>以上です。</p> <p>上野副会長。</p> <p>大ベテランの立石委員さんに十分なご理解をいただいてなかったということについては、非常に私の不徳のいたすところなんですけど、私の主張が変わった変わったというふうに言われてる部分なんですけど、私は終始一貫最初から同じことを言い続けておりまして、改めてこの間も特別委員会でそういうふうな発言をいただきましたので、過去に行き戻って私がこれまで言ってきたもの、そういうものをすべて拾い出してきました。そして、その中に常に同じ主張と、それからその基本的な考え方に沿った行動をやってきておりますので、そのことについてご説明をさせていただきます。ただ、藤原委員さんが言われた神崎町の方については、非常に私の態度でそういう思いをさせたことについては、謝っておきたいというふうに思います。</p> <p>そして、その一番の基本は、私は平成15年5月8日に就任をした</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>立石委員 上野（副会長）</p>	<p>わけですが、5月13日に市町村合併問題調査特別委員会を開催をさせていただきます。それは福崎町からの4町合併法定協議会設置に向けた回答期限が5月19日に迫っております。私は8日に就任をして19日にその回答が迫られておったわけです。そして、それは90日前に、90日の猶予がありましたから、90日前に福崎町から申し入れがあったわけです。それに対する相談を議会の場にさせていただいた。そのときの文書であります。「市町村の合併の特例に関する法律に基づく合併協議会設置請求について」ということで、別紙のとおり福崎町長嶋田正義氏より平成15年2月18日付福崎総第31058号で合併協議会に係る地方自治法第252条の2第1項の協議について、議会に付議するか否かの意見が求められています。その回答期日は90日以内とされており、5月19日が期限となります。私はこの間の選挙戦において、合併問題については住民の意見を十分にお聞きをして、住民の総意で結論を行うことが必要とってまいりました。また、住民合意のまちづくりとってまいりました。しかし、5月19日を目前にして、住民多くの方々からの意見はお聞きすることができません。よって、住民の代理者である議員の皆様のお考えをお聞きしたいと思います。ただし、議員の皆さんにおかれましても、公式での議論はなされていないようですので、議会に付議するか否かの回答について、私の考えをお示しし、議員の皆様のお考えをお聞きしたいと思います。あわせて、5月15日の郡町長会での各町長の意見をお伺いして……。</p> <p>町長、わしそんな話聞こうとは思ったりやせんぞ。</p> <p>いや、いや、ちゃんと考え方を示しております。さらに、熟考をして結論を出したいと考えております。これで基本的な考え方として10項目書いております。これをまず説明させていただきます。</p> <p>1つ目は、合併問題は合併の是非も含めて十分な検討と議論、住民の意思を反映した結論が必要と考えます。2、そのためにも十分な検討に基づく情報提供と議論の場が必要と考えます。3、しかし、その情報提供と議論の場は、現段階では全く不十分と言わざるを得ません。4、これまでに神崎郡5町と夢前町を加えた6町による合併研究会の人口・財政シミュレーションを基本とした20集落での行政懇談会と広報の発行しかでき得ていません。5、また今回の件について、私は現在引き継ぎを受けていません。助役、総務課長からの聞き取りによれば、新聞発表はありましたが、内部的、外部的にも報告はされていません。あるいは議会に対しても、各委員会で口頭による報告の</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>みとなっています。6、設置要求の合併の枠組みについては4町であり、仮に合併を前提に考えるならば、少なくとも神崎郡5町合併で考えるべきだと思います。今回の香寺町長選の経過も考慮すれば、なおさら5町合併が望ましいと考えます。合併目的の大きな柱に財政基盤の確立ということがあります。7、前町長の神崎町との2町合併論についても、十分な検討と議論が必要です。ちなみに、合併問題に対する前町長からの引き継ぎは、今現在受けていません。しかし、神崎町長には十分な考え方をお聞きをしています。8、神崎郡5町での首長、議会の選挙は以下のとおりです。大河内町でも今回の選挙で合併問題を住民に対し問題提起できたと考えています。9月の議会議員選挙では、さらに問題を提起され、議論が深められていくと考えます。</p> <p>9、私は現段階では、合併は神崎郡内との枠組みのどれで考えても大河内町にとってメリットはなく、しかも合併特例法の期限内での合併は非常に困難だと考えていますが、入り口をすべて否定、閉ざす気はありません。あらゆる選択肢、可能性は探りたいと考えます。10、今までは手続に22カ月の月日が必要とされていましたが、手続が短期化されると聞いています。また、特例法期限内の押さえ方も柔軟的に考えるやに聞いています。法定協議会設置は、首長発言でも可能ですので、郡内の選挙状況も加味をして、来年早々に結論を出しても、特例法内での合併も可能と言えます。もちろんあらゆる検討と情報の発信、議論の場を作った上でのことです。</p> <p>以上のことから、私は福崎町長嶋田正義氏より議会に付議するか否かの意見を求められていることに対して、1、議会には付議をしない。2、法定協議会設置は合併の是非を含めた議論が保障されることを前提に、条件が整えば参加をする。3、法定協議会参加対象は、神崎郡5町が望ましいと回答いたしたいと考えています。</p> <p>それで、特別委員会のそのときの意見なんですが、2つあります。町長の考えでよいと、議会に付議されたいとの意見がありまして、その当時大森委員長だったんですが、委員長としては付議をしていただきたいということで特別委員会ができた。そして、5月15日に郡の町長会でお聞きをしたときには、香寺、福崎では町としての意見がまとまっていない段階で、神崎郡5町の協議は難しいというふうに橋本町長、嶋田町長からお聞きをいたします。市川、神崎町は議会に付議するが、合併の枠組みは5町が望ましい旨の附帯意見をつけて回答するんで、是非大河内町についてもそういう付議をする意見を出していただけないかと、こういうふうに言われたのがこの5月13日の特別</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>足立（会長）</p>	<p>委員会での報告です。ですから、私は、このときの言ったことを基本に、この間ずっと同じことを言い続けてきて、そして三位一体改革が明らかになる部分については、その報告を加えてお話をさせていただいてきたということで、なおかつこの間言ってきました中でも、現段階で単独運営は難しい、まず難しいというふうに言って、その中から2町、3町というような可能性も含めて考えていきたい。2町を基本にしながらですけども、そういうふうに申し上げてきたわけです。この点について、神崎町の方に誤解やら、あるいはいろんな思いをさせたことについては、この場をかりて謝っておきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。</p> <p>足立会長。</p> <p>こういうことから今回の答えになりますんで、私からも上野町長にお願いしておきます。</p> <p>今回、あなたが区長会に出されたそのコメントがインターネットで、ホームページ出てますけども、その項の中において、今回3町の合併で人口6分の1の最北部の大河内町がその新町の本庁を持つことになり、また支所を持つということで、私が一番心配していた町が寂れる、過疎化が進行するという難題こそが解決するようになるということを考えますと。こういうような内容なんですけど、これは大河内町に対してはおっしゃられてもええかもしれないんですけども、このホームページというのがだれもがのぞけるようになってますので、その辺につきましては、やっぱり慎重を一応お願いをしておきたいと思います。</p> <p>それから、この間播磨時報が出してますね。これは全戸配布ではないんですけど、このときにもう結果的には上野町長の気持ちもよくわかるんですけども、あのときにその4町の合併について大河内・上野町長がけったと書いてあるね。けったと書いてある。その申し入れをけるというふうな結論が出てしまっておるんで、上野町長の説明が全然理解されてない。これは福崎町でもすべてそうなんです。それがなければ、4町の合併が進んだのになあという声が非常に強いんです。ですから、この辺はやっぱり慎重に物をおっしゃっていただかないと、本当に実態はそういう形でなかなか伝わらないんです、あの問題はね。だから、その辺も是非慎重にやっていただきたいというふうに思います。</p> <p>今、上野町長があのようにおっしゃいましたけれども、もうそら2町の合併を私の中で基本ということは決めております。まず、この2</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>立石委員 小寺（議長）</p> <p>立石委員</p>	<p>町合併がなければ、3町合併はないという考え方でございますので、最初からスタンスが、そういうスタンスを持っていらっしゃいますので、今後住民説明会の場では、やはり2町合併先行を意図していただきながら、3町についての市川町の申し入れをどうし、どう住民の理解を得られるのか、そしてどう住民の皆さん方の意見を吸収するのかというふうな、どうするのだというその辺は、これからの住民説明会の議論となります。そして、最終的には12月になるのでしょうか、私たちは同じ首長あるいは委員の中での、あるいは広域の中での市川町長のつき合いもございますし、今回についてはこの前の松原委員のご発言で、県の方が、いや一切それはなかったとおっしゃいますけれども、やはり県の仲介もあったことは事実でございますので、こういった状況の中で私たちが前向きに検討していこうと、そういう姿勢を示していくことでございます。これはじつは最終的には住民の皆さん方のやっぱり意見は改めて聞かなくてはならないとは私は思っておるわけでございます。ですから、議会には私たちは3町合併という形で提案をいたしますけれども、最終的には住民の意見を踏まえて議会が何とか決定していただきたい。その必要な資料につきましては、例えば市川町がどのような形で合意されておるのか。例えば、今はまだ議会がばらばらやというふうにこの間の協議会で聞きました。しかし、トップの方は、町長さんは、もういや議会の合意は得たんだというようなご発言ありまして、まだまだそういったところがまだ認識されていない状況でございます。今後、市川町も住民説明会に回られますので、その辺の状況を議会にも十分お示しを申し上げて、そして判断を仰いでまいりたいと、このように考えております。</p> <p>そういうことで、ひとつ今後も2町合併を確たるものにするために、意見をいろいろ、議論もいただきましたけれども、議会議員の数も決定をいたしましたし、町名募集にも入ります。そういったことでもございますので、ひとつご理解をお願い申し上げたいし、また2町合併についてのご協力をお願い申し上げておきたいと、このように思っています。</p> <p>議長、最後に一言。</p> <p>それでは、合併協議会は今日閉じますので、最後ということでございますので、それで手短かにひとつお願いいたします。それにて終わりたいと思いますので。</p> <p>足立町長が今説明された中で、私もそのように思うんですが、まず市川町の情熱の話ですね。申し込みをしてきた、町長をトップとして</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>市川町の情熱がどうなっとるか。すなわち住民、区長会が一枚岩になっとんか。議会が一枚岩になっとんか。町長をトップとした役場の体制が一枚岩になっとんか。ここの感触を私やっぱり知りたい。私は、もともと合併推進論者の一人でありますから、2町でやろうと5町でやろうと8町でやろうと、そらいいんですわ。ところが、話の筋が違ふとちょっと頭へくるんで、これははっきりは言っときたいのなと。そういう意味で、市川町の情熱はどのように感じておられますか、現時点で。</p>
小寺（議長）	<p>足立会長。</p>
足立（会長）	<p>まだ確かな情報をつかんでいないわけではありますが、この間神崎郡の議会議員の防災研修会がございまして、そのときの市川町の議員の皆さん方から私がお聞きしたことについては、まだまだ慎重論がかなりあったということでございました。慎重論というのは、3町の合併に対して慎重論でございます。</p>
小寺（議長）	<p>まだ意見があると思いますが、まだまだ答弁を聞きますと、住民の意見という声が出ますね。大河内町、神崎町、12月になりますと、どちらも集落の説明会というものがございまして、その中でもまた特にご意見を言っていて、それを町行政の方に反映をしていただくということも非常に肝心でございますので、これで終わりたいと思います。</p>
高内委員	<p>議長、その関連。</p>
小寺（議長）	<p>いやいや、もう討論済みでしたんで、終わります。延長をしますと切りがございませぬので、初めに終わるという時間が5分過ぎていますがこれで本日は終わりたいと思います。</p>
高内委員	<p>そんなもんおまえ、きちっと市川の財政状況やそんなもん組んだら各集落周りなんか大河内やったら11月にするいうて、出てきとんかえ資料、市川の財政計画とか財政シミュレーションとか、いろんな問題、何にもないのに、口先だけでそんなに言うんやったら、時間があっても何にもなれへん。そんなもん今町長が延々とおまえ演説してはったんと一緒や。そんなもん聞いておまえ、いかがですとやられたらというたら大変なこっちゃ。そんなもん5年やそこらで市川の財政がこないなったり絶対せえへんわ。それやったら、下水道でも昭和の終わりから、大河内町やったら平成12年にできるというてる。それからはや6年も7年もたっただって、まだできちゃあせん。そんなとこのやつが5年でできるかどうかよ。そんなもんもときちっと財政をそんなもんせなんだら、持って回らなんだら、そんなもんで部落周りし</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	<p>て、だれがそれ判断できんねん。2人だけで判断ができへんやろう。</p> <p>その財政計画等につきましては、この間打合会もございまして、私の方から、いわゆる財政危機突破工程表なるものが出されておったんでありますが、これではとても住民説明会、私たちがこれまで使ってきた、住民の皆さん方にお見せする資料等考えますと、もう全然話にならないということで、その財政シミュレーションの資料をもっと密なものを作ってくれるようにということでお願いをいたしております。したがって、この住民説明会には間に合うようにしたいというふうに思います。</p>
小寺（議長）	<p>最後に、何かその他が事務局からあるそうでございますので。</p> <p>浅田次長。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、次第の一番最後、5の方でその他ということで、今回の合併協議会なんですけども、皆様方先ほどお話がございましたように、神崎町におかれましては11月10日から、大河内は11月8日から月末約1カ月間かけまして、神崎19集落、大河内町20集落、すべてに町長が出向きまして、このたびの新町建設計画並びに本日出ておりました市川問題を含めた、いわゆる合併の説明会を開催をさせていただきます。</p> <p>そういう関係で11月14日に申し合わせでは第14回ということで計画をさせていただいておったんですけれども、住民説明会の方を優先させていただきたいというふうに思います。したがって、11月は現在のところ申し合わせの24日、水曜日なんですけれども、この日に大河内の保健福祉センターの方へ、残りわずかのいわゆる協議会項目の調整を行いまして、幹事会で検討し、開催をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>なお、従来ですと、協議事項をお出しする前に提案という形でお示しをしておるんですけれども、今回書類等の関係は郵送をもって提案という形になるかと思いますけれども、その辺もよろしく願いをしたいというふうに思います。</p> <p>なお、参考までに、市川町はこの月曜日、25日から11月7日、8日あたりを目途に、現在住民説明会に回られておるという現状でございます。各両町の委員さんにおかれましても、これからそれぞれの地域の説明会に入られますので、そういった中で地域の方々の声、また隣接する集落等への参加をいただき、いわゆる声というものをいただけるかなというふうに思っております。合併協議会の事務局の方から出向きまして両町それぞれにすべて行き渡ればいいんですけれど</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>も、今回は両町事務局も分かれまして両町それぞれ大河内は上野町長、神崎は足立町長をチーフにそれぞれ回られますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>それでは、今日は1時30分から長時間にわたりましてご協議いただきましてまことにありがとうございました。</p> <p>これで本日の協議会を閉会をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>本日はご苦勞さまでございました。</p>